

事と言ふべし。今猶存せる福嶋高齋様棹受帳なるものを見るに、頗る詳細なるものなり。内高井村の部より抜萃せんに、

- 中田貳反貳畝 貳石八斗六升 久助
- 上田壹畝廿步 貳斗五升 同人
- 中田壹反壹畝 壹石四斗參升 同人
- 上田壹反廿步 壹石六斗 同人
- 上田貳畝廿五步 四斗貳升五合 同人
- 上田合壹反五畝五步 分米貳石貳斗七升五合
- 中田合參反參畝 分米四石貳斗九升
- 畝數合四反八畝五步
- 分米合六石五斗六升五合
- 下田壹反壹畝 壹石貳斗壹升 加右衛門
- 下田五畝 五斗五升 同人
- 畝數合壹反六畝 分米合壹石七斗六升

右は田の部に於て猶畑・屋舖・山の部もあれど、畧する事とせり。而して御成毛割附帳を見るに、同じく上

田又は上畑たり、中田・中畑なりと雖も、其土地の肥瘠に應じて、年貢米に等差を設けたり、領民の悦服せるも最至極と云ふべし。今抜萃すれば左の如し、

高井村

- 一高千七百四拾六石七斗九升參合 高辻
- 此わけ
- 上田拾町九反四畝廿九步 毛付
- 取米七拾參石參斗六升參合 壹反ニ六斗七升取
- 外壹町八反六畝拾八步 當毛植捨
- 中田拾九町參畝步 毛付
- 取米百八石四斗七升壹合 壹反ニ五斗七升取
- 外參町七反壹畝廿壹步 當毛植捨
- 下田六町六反五畝拾七步 毛付
- 取米卅壹石貳斗八升壹合 壹反ニ四斗七升取
- 外貳町貳反六畝拾八步 當毛植捨
- 下々田參町八反八畝廿參步 毛付

取米拾四石參斗八升五合

外壹町九畝七步

(以下畧)

黒部村

一高五拾六石參升六合

此わけ

中田參反參畝六步

取米壹石參斗貳升八合

外貳反廿七步

下田貳反貳畝八步

取米七斗參升五合

外壹反四畝五步

(以下畧)

雁田村

一高五百五拾貳石五斗六升七合

壹反ニ三斗七升取

當毛植捨

高辻

毛付

壹反ニ四斗取

當毛植捨

毛付

壹反ニ參斗參升取

當毛植捨

高辻

此わけ

上田六町六反貳畝廿四步

取米卅九石壹斗

外參反八畝參步

中田七町七反五畝廿貳步

取米參拾八石七斗八升六合

外四反拾九步

下田八町七反壹畝廿八步

取米卅七石四斗九升參合

外六反拾貳步

下々田貳町七反七畝壹步

取米九石九斗七升參合

外貳反拾九步

(以下畧)

中嶋村

毛付

壹反ニ五斗九升取

當毛植捨

毛付

壹反ニ五斗取

當毛植捨

毛付

壹反ニ四斗參升取

當毛植捨

毛付

壹反ニ參斗六升取

當毛植捨

一高百拾參石貳斗八升四合

此 譯

上田七反五畝拾貳步

毛付

取米五石壹斗貳升七合

壹反二六斗八升取

外壹反壹畝廿參步

當毛植拾

中田參反參畑拾七步

毛付

取米壹石九斗八升

壹反二五斗九升取

外七畝八步

當毛植拾

下田參反四畝拾貳步

毛付

取米壹石七斗貳升

壹反二五斗取

外五畝拾步

當毛植拾

下々田壹反步

毛付

取米四斗壹升

壹反二四斗壹升取

外廿步

當毛植拾

(以下畧)

三王島村

一高五百四石四斗四升貳合

高辻

此 譯

上田貳町五反貳步

毛付

取米拾七石五合

一反二六斗八升取

外壹反六畝廿七步

當毛植拾

中田四町九反壹畝拾步

毛付

取米貳拾九石九斗七升貳合

一反二六斗壹升取

外貳反參畝廿七步

當毛植拾

下田五町九反七畝五步

毛付

取米參拾貳石貳斗四升七合

壹反二五斗四升取

外四反參畝貳步

當毛植拾

下々田七反貳畝拾貳步

毛付

取米參石四斗貳合

壹反二四斗七升取

外拾六步

當毛植拾

右の如く同じ上田にて、壹反に付高井六斗七升・雁田五斗九升・中島六斗八升・三王島六斗八升・中田壹反に付、高井五斗七升・黒部四斗・雁田五斗・中嶋五斗九升・三王島六斗壹升等の如く等差あり。畑も又同じ、即ち上畑壹反に付、高井貳斗七升・黒部貳斗貳升・雁田貳斗八升・中嶋四斗五升・三王島貳斗八升、中畑は高井、貳斗黒部壹斗五升・雁田貳斗壹升・中島參斗六升・三王島貳斗壹升、下畑は高井壹斗四升・黒部壹斗・雁田壹斗五升・中島貳斗七升・三王島壹斗參升、下々畑高井壹斗・雁田壹斗壹升・中島壹斗八升・三王島八升の如し。

(六) 治水工事

正則が治水工事に盡したる功は、實に偉大なるものなり。其一是松川の堤防工事にして、即ち該堤防を改修し、其千曲川に注ぐ下流を統べて、立花と替佐との中間なる山谷に浚流せしめたるにあり。抑も往時に於ける松川の本流は、現今の松村及六川の東南より、中條の西を経て延徳田圃に流れ出で、更に支流は數派に分れ、小布施・大嶋地方に氾濫し、打ち廣がりて千曲川に注ぎたるなり。然るに正則の工事に着手するや、北方に流れし本流と、西北に氾濫せし支流を統一して一河となし、以て西方に注がしめ、猶北方の村落に水害なからしめんが爲めに、堤防改修の大工事を起し、巨額の財を擲ちて功を遂げたり。よりて現今に至る迄太夫の千雨堤の稱ある所以なり。

其二を千曲川河道の改修とす。下水内郡飯山町にて、古文書を主とし其他各方面に涉り、精密調査したる千曲川・犀川合流地點より信越國境に至る迄の河筋の沿革に因るに。千曲川は犀川・千曲川合流點下を稱し

下流に至りて流線多岐に分れ、其變動數ふべからず。同川は元遠洞湖(延徳沖)より西北に流れ、長丘村及秋津村の東麓を直流して榮川に至りたるを、寛永年中福嶋正則の臣星野甚左衛門、壯丁を指揮し替佐嶺(豊井村)の地峽たる礮を開通し、千曲の流線を此處に變更せしめたり。故に下流の流域大變化を來たし、之れが爲め本郡に山王嶋・相之嶋・牛嶋・福嶋の如き嶋の字を名殘として、該地方及遠洞湖は耕地となり、其附近の洪水害は免かれたりと。

其三を福嶋堰とす。こは田用水の利便を計り、進んで新田を開墾せしにあり。高井村に於ける、樋澤川より分岐し黒部を経て、荒井原を貫流せるもの、及雁田等のものこれなり。此他高井村に於て、字赤和より勝山の中麓を経て、久保の中程より水中原に引き、水中原を水田たらしめんとせしが、事失敗に終り、今は徒らに山道として痕跡を止むるのみ。

右領地棹入并に治水工事に投せられたる額を追想するに、元來正則は蓄財多かりし上、本郡に來りてよりの餘裕又少からず、即ち三十人の家臣は千石にて能く養ひ得べし、其殘四萬四千石の收入は實に巨額なるものあり、今仮りに現今の金額を以て計る事とし、須坂藩當時の貢租を準とし、拾圓に二俵半相場に換算すれば、六ヶ年もの金百萬圓に達するなり。而して延徳沖の改修、千曲川の統一等の大工事を見るに、殆んど其全額を投せられたるが如し、以て正則が如何に意を民政に用ひたる事の大なるかを知るべし。豈其遺徳を仰がずして可ならんや。

七) 逝去及餘譚

正則の逝去につきましては、刀劔と歴史主筆高瀬羽臯氏と共に其館址につきて調査したる新研究あり、同氏の川中島の福嶋正則より、抜萃すれば左の如し。

○正則の逝去のこと

正則は高井野に在る僅に六年、寛永元年七月十三日、享年六十四歳にて逝去、此時正則は家老津田四郎兵衛に遺言して、吾が遺骸は早速火葬すべしと命じた、四郎兵衛其通りに取計らつて、一本杉正則居所より十餘町北にありと云處にて火葬した、正則病死の事は、幕府へ届出たれば、檢使として堀田勘左衛門が下向した、幕府の制度にては、御預人病死すれば目付をやつて死狀を檢査する定めに成つて居る正則も御預人ではなけれど、配流の罪人である、其待遇が寛大なるのみにて、普通の大名ではない故に檢使を遣はるは當然の事である然るに堀田が高井野へ下向した時は、既に遺骸は茶毘に附して壺中の白骨のみを檢使に示した、堀田も愕いたで有らう、遺骸の火葬はたしかに公法を無視した處爲である、故に幕府は家老津田四郎兵衛を譴責し四萬五千石を公收して、正則の庶子市之丞正利に高井野附近に於て三千石を賜つて更めて旗本に列せしめた、正則の家は僅に三千石に過ぎざれども、今は配流人の資格を脱して、青天白日の旗下の士となつたのである、是より正利は江戸に屋敷を賜つて多くは江戸に在勤した。賜つた屋敷は父が住た舊邸の地に受寄下なり寛永江戸圖にあり

○正則は自殺の疑ひあり

正則は如何なる病症にて死亡したりや、病狀素より詳かならざれども、正則が遺物分配をなすに付き、自ら書記した目錄の末文を見るに、寛永元年七月五日この文末に「掘ぐべし」とある、然る時は死去の八日前である、八日前に此程緻密な遺言をなし、數多き目錄を作成さするを以て見れば、正則の病氣もさまでの重病と見えす、如何なる病症なるや、不審き事と思ひ居たるに、高井野村の正則居館の地にある高井寺を訪ふたる時に、思ひ掛す、古き繪卷の寫しとでも言ふべき、大きな幅を發見した、其顛末は吾等旅日記に詳記したれば左に出すべし。

○五日朝晴、今日は高井野村福嶋正則の古蹟見物に參る積りに附、朝飯を済ませたる處へ、高井野の舊村長いまは縣會議員なり久保田慶祐と云人來り、高井野の話をも聞く(中畧)温厚の君子にて一見徳望家なるを知る、久保田氏云、高井野の事を御尋ねと聞き、昨夜郡誌編纂委員勝山忠三氏を訪て正則の事御尋ねの事を話たるに、同氏も喜び今朝は資料となるべき書類もちて當家へ參る筈なりと云、其は御厚意忝けなしと挨拶して居る處へ、勝山君來るまだ三十位に見ゆる人にて熱心なる史學研究家なり、兎も角も實地を一望する事になり、兩君の案内にて、車を運ねて高井野へ赴く、(中畧)寺に至りて梵妻を呼び、正則公の畫像はなきやと尋ねたるに、ありと言つて本堂の縁へ掛たのを見れば、一向に詰らぬ物で、想像して書いたものらしく見えた、此外に何も無いかと問へば、斯様な函がありますと長サ四尺餘り杉で造つた箱を出した、其中に大身の槍が一本ある古い鞘も付いて居て「クラ首」より上が一尺八寸七

分忠が一尺七寸二分あつた、義助の二字銘が見える、言ふ迄もない島田の義助と見た、これが正則公の御遺物だと云ふ、其から函の低にぐるぐると捲いた幅二尺許りの幅がある、取出して見るに、近年謄寫したものらしく見ゆるが原圖は古い物である、其畫が八枚あつてよく見れば正則が配所へ來た以來の行狀を繪卷にしたものである、是は良い材料であると思つたから勝山君と共々心を付けて見た、その畫は正則が百姓を伴れて狩に出る處、正則が鬼の腕を切る處、女二人を拷問する處、上使が來た處正則酒宴の處女三人尼一人侍座した體、其から男が白無垢を着て自殺をなし打伏て居る、傍に女二人、坊主一人と少年が刀を横へて居る處がある、是は正則が自殺した體で、刀持つた少年は市之丞正利であらうと見たこと、に於て正則は自殺したものであると云ふ問題が出來た。(以下略)

正則が四郎兵衛に火葬を命じたるも、要するに自殺を隠すために外ならぬのであらう、(下略)斯くて、正則は自殺せるものと推定せり、英雄の末路實に同情すべきならずや。

遺物の分配につきましては、南葵文庫なる福嶋正則家文書てふ古寫本によりて記されたる、配所めぐりによるに、

○公方様へ(前將軍秀忠)一木の目の御肩付(茶入)一正宗の御腰物一來國次の脇差

○將軍様(家光)へ 大先忠の御腰の物、大森義光の脇差(權現様より拜領とあり)、切及貞宗の腰の物(太閤様より拜領とある)

○加賀宰相様(利常)へ 一金子十枚

○井上新左衛門殿 一金子十枚

○伊丹喜介殿 一金子十枚

○堀田勘左衛門殿 一安藝兼光の刀

○市之丞へ(正則の三男家相續人なり) 一則重の脇差 一殘る刀、脇差 一殘る金銀 一純子、卷物等

○ねひゆへ(これは正則の娘なるべし)一緋縮緬、さや、緋繪子有次第 一小判金壹萬七千兩 一小左文字の刀

○左兵衛へ(これは嫡子忠勝の子なるべし)一左文字の脇差 一小判金六千兩 一小判金參千兩、太郎吉光の脇差、しまり肩つき(茶入)、大左文字の刀

○土井大炊頭殿へ 高麗の茶碗、金子百枚長光の刀

○酒井雅樂殿 金子百枚、長光の刀

○阿部備中守殿 金子百枚

○朝倉筑後守殿(甲府宰相忠長の家老)金子二十枚(これは忠長様へまゐらせ候由なれども御取無之候と註にあり)えんはゆの脇差(えんはゆ不分明)

○酒井備後守殿 金子三十枚

○嶋田治兵衛殿 金子十枚

とあり。宛名は福島市之丞殿・上月文右衛門とあり、其遺物目録の末に「右の者公儀並に御旗本衆へのは市之丞ためと、成る儀に候はゞ右の分に仕るべく候吾等の爲には入らざる儀に候以上」とある由。右の品々によりても、正則が如何に富有たりしかを知るべし。

正則の子孫につきては、配所めぐりに、

正則の子男女六人あつた嫡子は正之、刑部大輔に任じ従四位下に叙せらる、實は正則の子ではなく播州三木城主別所長治の子であつた、正則の妹は長治の妻でそれが産んだのを幼少の時より養育して嫡子に立てた、後父子不和に成つて正之は自殺したと云ふ、二男は八助正存と云ひ文祿元年に生れ慶長十三年三月十七歳で早世した、次が忠勝初め市松正勝と稱す、母は津田備中の女である、後備後守と稱す、(中畧)父と共に川中島へ遷り、大乘寺の住職とは師檀の親しみあつて、時々此寺へ来て法問などをなしたる由、遺言に依つて當寺へ葬つたと云ふ事である、この忠勝の嫡子は正長と云ひ、福島左衛門尉と云ふ元和年に生れたれど、病身にて家の業を繼ぐ事ならず、早く薙髮して宣齋と云ふ、京都に住み元祿十五年九月享年八十八歳にて卒す、京の海福院へ葬る、次は女子で醫師中井仲庵の妻と成つた、この正長の子正勝は正則の曾孫である、福島左衛門(一書に左衛門尉とあり)寛文五年に生る、母は北村刑部の女、川中嶋の高井野に居りし、正則の四男正利死去して福島家断絶に至りたれば、天和元年十二月、此正勝を召出して上總國大多喜領長柄、夷隅郡岩井村にて新に二千石を賜はつた、是より代々幕府の旗本とな

つて相續したのである、正勝の弟を福島主税正盛と云ふ、これも京都に住んだ、其妹が一人ある。

さて前の忠勝の次が正利、之を市之丞と云ひ、慶長六年に生れ父兄に従つて川中嶋へ移り、兄には翌年九月に別れ、父が死去の後、幕府より三千石賜つて高井野村に住した、此人は流人の資格は除けられて普通の旗本同様、江戸へ在勤した、死去の時も江戸の屋敷に居た、次が女子三人、第一女は早世、第二女は水無瀬中納言兼俊郷の籠中、第三女は大野猪右衛門の妻である、また正利にも男女二人の子があつた、男子は早世して女子は旗本山名短豊の妻となつた。

正則、當時雁田岩松院に寄進する所ありしかば、同寺の住僧之れを徳とし、其遺骸を収めて寺院の塋域に埋めたり。追號を海福寺殿前三品相公月翁正印大居士といふ。

正利亦民政に盡くし、開墾を奨励せり。左の文書は其一なり。

高井野村開之事、手から次第第二開可申候、左候はゞ當年酉歳より來る子歳迄四ヶ年之分は年貢免候、丑年に檢地入させ年貢可納候條、精を出し開、則、町屋迄もたてさせ可申者也。

寛永十年二月廿日

正 利 華押

高井野村あらゝ原ノ内

加 兵 へ か た へ

右の書に加兵衛とあるは、高井村久保田慶祐氏の祖先なり。寛永十四年十二月八日正利江戸に卒しぬ。久

保田家其徳を慕ふて高井村字柴裏に墓を建つ、法名を正覺院殿雪巖宗白大居士といふ。
高井陣屋跡は高井村字堀之内にあり。始め回字形を爲して四壁に高壘を築き、壘上に松柏等を植ゑ、壘外に空濠を鑿ち、門外に馬場を構へたり、東西七十間・南北八十間あり、天明五年高井寺を移すや、寺僧樹木を切り採り、高壘を毀ち、空濠を埋めて畑となし、遂に舊形を損せり。今此部落を堀之内と呼び、又西堀の地字あり。
福嶋の家臣中、津田・大野・三好等は如何にしけむ、傳はらざれば知る由なし。星野甚左衛門は水内郡飯山に聘せられて、水利及開拓に従事し功蹟多しと云ふ。

三堀 直 佑

須坂藩主第四代堀直佑は、始め直矩と云ひ幼名松之助と呼ぶ、從五位下長門守に叙任す。公務の暇好で繪畫を能くせり、一定の師なしと雖も、狩野光信が筆風をしたひまた雪舟が風格をかねたり。

四堀 直 英

須坂藩主第五代堀淡路守直英は、享保十年四月廿八日大番頭となりぬ、大番頭は番士頭待衛の兵に將たるなり。直英茶道に秀で周翁と號せり、當時周翁流とて其名都下に高く、御三家の一たる水戸侯も周翁に就

いて茶道を學ばれたるより、爾來代々の須坂藩主小石川の水戸邸に出入するや、破格を以て特に正門を開かれたりと云ふ。

五堀 直 寛

須坂藩主第六代堀直寛は、幼名八五郎、後從五位下長門守に叙任す、延享三年正月十一日大番頭となる、寛延四年十月十五日伏見奉行拜命、御役料三千俵を賜はり、與力廿五騎同心百廿人を屬せしめられたり。性繪畫を好み其畫雪舟の筆風をしたひ狩野家の畫法を兼ね見るべきもの多し、亦和歌を嗜めり。

六堀 直 郷

須坂藩主第八代堀直郷は、幼名千之助、後從五位下長門守に叙任す、直郷意を民政にそゝぎ、晝夜共に時毎に鐘を撞かしめ、四民に時を報し以て業務に勉勵せしめたり。現今猶須坂の時鐘と稱して繼續せり、晝夜十二回の時鐘は世に稀なる事にして誠に美風と云ふべし。須坂時鐘々銘に曰く、

元和初先君

直重君封干信州須坂郷、爾後我侯家奕世之采邑也、水土潤澤田野歲闢、戶籍彌倍市井輻湊富庶、冠干河東之地矣、然無報時之鐘鼓而四民不辨夙夜、産業自有怠衆庶憾焉。天明壬寅秋、直郷君欲造漏鐘上經官

府下命臣庶不日遂功鐘聲報時上下踊躍。今茲寬政已未、直皓君追嗣先君之志復改鑄洪鐘而建之北郭、蒲
宰鳴時徹干隣里四方悉慶稱焉。岑辱奉令不省固陋略序其由系以銘、銘曰。

上代官制	鐘鼓必施	出任進退	職事有規
信陽無海	潮汐難知	不辨二六	夙夜失時
產業自怠	衆庶維懼	鋪鐘新掛	斯遣鴻基
庶民安堵	事業益治	積善餘慶	禎祥無涯

高井山人八十二叟清原春岑謹撰
清泉漁翁駒澤氏源貞稱子揚書

七堀直皓

須坂藩主第九代堀内藏頭直皓、寛政四年十月九日大番頭となる、文化元年三月廿四日御奏者番に進む、御
奏者番は君側の役にして御用御取次と稱し、將軍の耳に達する事は萬事此役を経て言上するの制規なりし
に、幕府の世により頗る權勢ありし役なり。公務のいとま、丹青を好みて、雪舟が筆風を學べり。

八堀直興

須坂藩主第十代堀直興は、幼名益次郎又益之進と呼べり、後從五位下淡路守に叙任す。畫號を椿樹といひ、
繪畫を好み應舉が筆風を學べり。

九堀直格

我が須坂藩主第十一代堀直格は、實に一代の人傑にして、其藩政刷新は幕府と一萬石の小藩との差こそあ
れ、白川樂翁が預りて力ありたる寛政の治に比すべく、其著扶桑名畫傳は水戸義公の日本史、白川樂翁
の集古十種と比肩して、徳川時代に於ける三大著述の一と稱せらる、侯の業又偉なるかな。
當時藩の要職は、徒らに世襲を以て任じたれば、又文學武藝を學ぶ者なく、安逸奢靡に流れ、庶民亦之れ
に倣ひ、領内の風俗漸く紊れ、藩の財政は窮乏の極に達せり。文政四年八月直格襲封するや、先づ人才丸
山巨宰司を擧げて家老職に就かしめ、銳意能く藩の財政を整理し、文武兩道を興隆せしめ、進んで民俗を
匡正せり。斯くて直格の治世二十五年間、領民は太平を謳歌せり。

(一) 藩財産造成

須坂藩は食祿一萬石に過ぎず、然も幕府の要職に就く事多く、年々負債に負債を重ねる有様なりしかば、
直格は藩の冗費を削り、從來の除稅地に租稅を附し、進んで先納として領民より納稅の幾分を豫め納めしめ、
以て他よりの負債を償還し、終に藩の財産を造成するに至れり。

其藩の冗費を削るや、諸式を始め節儉を旨とせり。在來普願寺門前堀浚に、人夫を下したるを廢したるも此際なり。

除税地とは、數萬金を献納したる駒澤家を始め、重臣の所有地は納税免除の恩典に浴しつゝありしなり。されば其課税金も又少からざりき。而して先納には、相當の利子を附したれば、領民を苦しめずして効果を收め得たり。

(二) 風俗匡正

文政五年二月領内に布達して、

一、一日一文宛の貯蓄をなさしめ

一、絹布を嚴禁し婚儀も袖を最上として其他は綿服の事

と定め、以て勤儉貯蓄を奨励し、奢侈を禁じ、博奕を懲して、風俗の矯正を計れり。

(三) 藩校創立

藩の子弟養成の爲めに、始めて學校を起せり、名付けて立成館と云ふ。當時藩中四書の素讀だになし得るものなし、因りて高梨の堂守なる僧侶が、僅に論語の素讀をなし得るとより、聘して教授の任に當らしむ。次で藩醫千野嚴・中嶋元洞教授たりしが、後龜田家の十哲小松桐所を招聘し、堀内教助を助教となすに至り、漸く面目を改め得たるなり。

(四) 武藝奨勵

藩の子弟をして武藝を學ばしむる爲め時に師範役を召抱へたるも直格の意に出づ。擊劔の師として寺門一平、柔術の師として高橋一ヶ介、砲術の師として片井傳助、鐵砲鍛冶師としての鈴木清八を召抱へたり。寺門一平は一刀流の劔士たり、堀直格の一平を抱ふるや藩中に諫言せるものあり、曰く「寺門は奸佞用ふべからず」と、直格此言を退けて曰く「工匠を見よ、木の曲れるは曲りなりに用ふるに非ずや、心曲れるを用ひ得ぬ様にては、人の主たる事を得ず」と。

高橋一ヶ介は上州赤城山の麓に生る、よりて赤山と號し、又俳句をよくす。其を召抱ふるに當り、藩中柔術の價值を知るものなし、よりて領内綿内の力士駒ヶ嶽を呼び出し、優劣を比較す。元より駒ヶ嶽の遠く及ぶ所に非ず、よりて抱へしなりと。

片井傳助は上州の産なり。鈴木清八は郡内八丁に生る、能く鐵砲を鍛ふ、又砲術にも長け、一發によく鳩三羽を射落したりと云ふ。

(五) 大砲鑄造并試演

文政年中、領内各寺院の鐘を献せしめ、大砲八門を鑄造せり。かくて此頃の大砲の彈丸は圓かりしに、直格は火矢として長彈にして命中するや發火し、城を焼き得るものにて、現今の攻城砲の初歩とも見るべきものを作り、鎌田山麓に於て薪三百駄を積み重ね置き、該火矢を放ち、其薪を焼亡せしめたるに、事幕府に聞

え、江戸詰の藩士早馬にて馳せ付け、告ぐるに御家断絶領地没收の虞あるべきを以てす、時に家老巨宰司泰然として愕かず、出府よく申し開きして事無きを得たり。

一〇 扶桑名畫傳

(一) 編者堀直格

扶桑名畫傳は堀直格の著す所なり。堀直格は始め玉弓樓江聲又九如齋と號し、後葛飾の別業に移りて花廻舎守枝と號せり。性最も文學を好み、家に數萬卷の書を藏し、世に得がたき寫本の類亦少からず。施政の餘暇博く群書を繕き、研鑽倦むことなし。而して漢籍は龜田綾瀨に糺したり、爾來龜田綾瀨・同齋谷・堀家に終始出入せし事こゝに始れり。

國學を黒川春村に問ひ、俳道を風來庵鳩谷に尋ねたり。其著す所扶桑名畫傳の外、ゆめのたち・倭錦顯文抄・地下補任(未完)あり。其扶桑名畫傳は、嘉永七年(安政元年)三月成り、安政六年七月漸く黒河春村の校訂終れるが如し。

(二) 解題

哲學書院の刊行本の巻頭に、片野四郎の研究になれる、文學博士小杉楳郎の解題を載せたり。實に能く本書を解剖して餘蘊なし、曰く

徳川氏の覇府を江戸に創めて開きしより、戦塵戢まりて海内靖平に歸し、大小の侯伯各々其職を世々にし、悠々たる三百年の間、時に隆替盛衰なきにあらずと雖も、文學の進歩、技術の發達、亦頗る觀るべきあり、而して當時三百諸侯の中、明君賢主と稱せられしもの少なからずと雖も、水戸の義公、白河の樂翁君を以て其巨擘と爲す、此二君が樞機に參與し、國家を経論せし偉蹟は今措いて論せず、史學上及び文學美術上、集大成したる大功に於ても、亦此二君を推さざるを得ず、義公の大日本史は、歴史家の最も貴むべきものにして、樂翁君の集古十種は、美術家の甚た珍とする所なり、而して今是二君に比肩して我が美術界に鴻益を與へしものあり、堀直格君の扶桑名畫傳即ち是なり、願ふに太平無事の習として、徳川中世以後、綱紀既に廢弛し、上下奢靡に流れ、安逸に耽り、士に尙武の氣象なく、却りて利を征り生る貪るの念獨り盛にして、義に勇み節に殉ふの風蕩然として地を拂ふに至れり、況や當時の諸侯伯、皆祖先の勳功に依り、坐ら封域に安んじ、金殿玉樓、綺羅を纏ひ榮華を夢みるもの比々皆然らざるなし、此時に方りて尊貴を恃まらず偷安に隨ちず、獨り時流の外に超出して施政の餘力を操觚の業に竭くし、遂に能く不朽の大著述を成し、水戸白河の兩君と其功を均しくするものを扶桑名畫傳の編者たる堀君と爲す、嗚呼侯の功業亦偉ならずや、堀直格君姓は藤原、元奥田を以て氏と爲せり、内藏頭直皓の三男にして、兄直興の養子と爲り、文政四年十月家を襲で、從五位下に叙し、内藏頭に任じ、信州高井郡須坂一萬石餘を領せり、夫人西尾氏は、隱岐守忠善の女なり、君の性最も文學を好み、家に萬卷の書を藏す、施政の餘暇博く群書を繕き研鑽倦むことな

し、其著作は獨り扶桑名畫傳のみならず、ゆめのたたち。倭錦顯文抄の如き、亦考證頗る的確なるものなり、又嘗て地下補任の編輯に従事せしも完成するに至らず、後致仕し葛飾の別業、花の屋に棲遲して専ら著述に従事せり、扶桑名畫傳は即ち致仕後の作なりとす、君又書を能くし、實父龍潛院殿直能菩提の爲め觀音經一卷を謄寫し、赤坂種徳寺に納めたり、今尙同寺に存する所の、紺紙金泥觀音經即ち是なり、君維新の後氏を奥田に復し尋で正五位に叙せられ、明治十三年八月十三日、中風症に罹りて逝去せらる、享年七十有五、谷中共同墓地に神葬し題して正五位奥田直格之墓と曰へり、君又篤く繪畫を嗜み、博く名畫珍蹟を蒐集し、所藏の畫幅頗る夥多なり、就中金岡の淨土曼陀羅、基光の阿彌陀三尊來迎佛、光長の齋宮女御光弘の赤童子の如きは、特に稀世の尤物にして、美術上大に參考に供すべきものなり、其他珍製百餘幅、皆貴重すべしと雖も、維新の後散佚して、今は何人の手に歸せしか、得て詳にすべからず、惜むべきなり、凡る古今畫家の傳を著はすもの數多ありと雖も概ね皆數百年の後に在りて、舊記を涉獵し、口碑を參酌し、經營苦心漸く其著を成せるものなれば、間々謬を傳へ、僞を載するの失無きこと能はず、狩野永納の本朝畫史、菊本嘉保の萬寶全書、新井白石の畫工便覽等、最も早く世に顯れたりと雖も鹵莽杜撰にして、信を措くに足らざる點多し、況して爾後の著作の如き、復た是等の諸書を剽竊踏襲したるに過ぎざれば、一犬虛に吠えて萬犬之に應せしもの、中に就き稍々見るべきは、檜山義慎の皇朝名畫拾彙谷文晁の本朝畫纂等なれども、是等二三の書とても、皆簡略を主とし、曾て扶桑名畫傳の浩瀚詳密而かも事實精確なるに對比

すべきにあらず、堀君の功勞知傳べきなり、

扶桑名畫傳編纂の體裁を記すれば、目を分ちて第一帝王、太上皇、第二親王、皇子、第三公攝政、關白、太政大臣、内大臣、領同、第四諸卿大納言、中納言、參議、第五散位、三位、第六四位、第七五位、第八庶士、第九法親王、門跡第十僧綱

僧正、僧都、律師、菩薩、大師、第十一凡僧、第十二女院、皇女、尼宮、第十三皇后、准后、宮女、第十四、庶女、尼と爲せり、而して第九門跡及び第十僧綱の内、僧都、律師、禪師、其他の凡僧、女院、皇女、尼宮以下、

庶女、尼に至るまで、其稿今に傳はらず、洵に惜むべし、然れども、其已に世に傳はりしものに就きて之を見るに、博く舊記を涉獵し、傍ら遺墨に參照し併せて其印章落款に就きて考證し、博引旁證、誤謬を正し、杜撰を訂し、が如き、編者の苦心單思、極めて大なりしを察すべし、蓋し此著たる、博識なる黒河春村翁の力與りて多きに居ると云ふ、故を以て凡る畫人に關する逸話、奇事等悉く網羅して遺す所なく、其精確詳密なること、從來坊間に流布せる此種の著作と同一視すべからず、則ち此書に由りて畫家の系統を尋ね、美術の源流を追はゞ、將來美術史を編纂するに於て、亦焉ぞ小補なしと曰はんや、是れ實に本書が後學を裨益する大なる所以なり、唯々此書に畫家の落款印章を并せ載せざりしは頗る遺憾とする所なりと雖も、幸にも朝岡與禎氏古畫備考の著あり、彼此相待ちて美術界の金科玉條と爲すべきなり、

嗚呼當時大小三百の侯伯、競ふて豪華を闘はし、宴逸に耽りたるもの、今竟に如何、當時領地の大權勢の隆、固より堀君に倍蓰せしもの幾何なるを知らず、而かも一たび瞑目せんか其名は北郎一片の煙と、もに

消えて迹なし、獨り我が堀君の如きは、昇平無事の世に生れて、流風を追はず、一意文學に沈潜し、碩學を招聘し、以て斯の不朽の大著を成し、義公及び樂翁君と比肩して、世に傳稱せらる、豊榮ならずや、抑々又著述の大業は、幾多の費用と歲月とを要するが故に、到底衣食に醒醒たるもの、能く企及すべきに非ず、而かも又貴族富豪の資を以てするも、之を贊助する博識英才あるに非ざれば其業を成さむこと難し、何の幸か一君一翁、尊卑の地を異にして互に相知られんとは、乃ち春村翁の學は堀君の眷顧に藉りて不朽に傳はる、是に於てか翁の功亦埋没に付すべからざるなり、(次で黒河春村の畧傳を叙し)嗚呼世の素封家たるもの、又以て少しく鑑みるべきなり。と局を結べり。

斯く水戸義公・白川樂翁と其功を同じうすと、小杉博士によりて世に紹介せられたる、堀直格は眞に榮なりと云ふべし。願れば水戸義公たる徳川光圀は、御三家と呼ばれ特に尾・紀・水三藩の中にて、水戸は副將軍と云はれ、やゝ幕府の顧問の姿もあり、三十五万石を領せる家に生れ、徳川氏三百有餘年間再び見ざりし賢君と稱せられ。白川樂翁たる松平信綱は、十二万石の領主にして、十一代將軍家齊を輔佐して幕政を改革し、家齊の治世六十年間泰平の極運に達せしめ、時は光格天皇の御世の初にして、聖天子極に臨み、賢相關東に出づと、京都の人皆をして賞讃せしめし賢相なり。今直格は一万石の小藩主にして、又權勢に於て恃むなき身を以て、能く此大事業を完成す、亦偉なりと謂ふべし。

扶桑名畫傳は五十三卷(内門跡・僧綱の内凡僧・女院以下稿本傳らず)にして、帝王・親王之部三十四名、攝

關・准后之部二十四名、大臣之部二十六名、納言・參議之部六十八名、位階之部二百五十八名、庶士之部五百二十五名、雜家之部九百三名、法親王之部二十三名、大菩薩之部四名、大師之部七名、計千八百七十二名を列ねたり。其引用書に至りては、世に稀なるもの多く、國史之部十部、神書之部十部、雜記之部四十六部、政事之部十二部、補任之部二十九部、系圖之部百十九部、家傳之部百五十五部、有識之部十五部、日記之部六十九部、字書之部九部、詩文之部四十五部、書牘之部四部、和歌之部三十一部、和文之部三十部、俳書之部四部、軍記之部二十部、地志之部十九部、釋書之部六十八部、隨筆之部二十部、雜之部五十八部、計七百七十六部なり。

(三) 内 容

内容の一斑を窺ひ知るべきがよすがにもと、左に巨勢金岡の一篇を掲ぐることをなしぬ。

采女正金岡

姓は巨勢、諱は金岡、從五位下、采女正に叙任す、中納言野足卿の裔なり、丹青の妙に至れること、普く世に知る所なり、仁和、寛平の頃を、盛りとせし人なるべし、予も、地藏尊の影像、淨土曼陀羅等を秘藏す、うの設色、筆格、實に凡ならざるものなり、

〔管家文章卷一云〕寄巨先生乞畫圖于時、先生爲神泉苑監、先生幸許禁闈遊、更恐時光不暫留、山

水從來無擔去、願憑君得寫風流、

〔同書卷二云〕右親衛平將軍屏風詩序自注云、將軍許余以言笑之好、仁和、元年冬抄密語云、相國今年滿五十、予率諸僕、可設遊宴、座後所施屏風、欲致妙絕、汝作詩、敏行藤將軍書之、巨勢金岡畫之、予願足矣、再三雖辭、遂不寬放、爲叙本意、仍有此注而已、

〔水府本西宮記臨時五條院宮云〕神泉苑、天下遊覽所、以近衛次將爲別當、乾臨閣謂之正殿、金岡畫石、二條南大宮西八町、三條北壬生東、善女龍常見此所、下畧、

〔台記仁平三年八月八日記云〕釋奠時儀、可無妨之由、詣大學有告文、中畧、近年祭日奉懸之本、金岡所圖本也、上圖三先聖先師九哲、唐本圖三先聖及七十二弟子

〔扶桑畧記卷第廿二右云〕仁和四年歷代編年集成、九月十五日午二刻、勅、令畫師巨勢金岡、畫于御所南庇東西障子、令直方、興基、惟範、平朝臣等擇詩、弘仁後、鴻儒之堪詩者、即令金岡圖其狀矣、

〔今鏡第七のくさ、云〕やまもの、大納言顯雅とて、六條のおほい殿の御子おはしき、中畧、その大納言の御くるまのものこそ、さらかにとほしらく侍りけれ、おほかたはみのふるきるに、弘高、金岡などかきたりけるにや、それを見て、せられけるとぞ、下畧、

〔玉葉嘉祿四歷仁三云〕攝政姫君五十日也、於予亭、可有此事、中畧、以對代南面爲客亭、垂母屋御簾、立亘四尺屏風、件屏風、金岡筆、道風色紙形、因因恐固誤、在三鶴院倉一、累代重寶也、予案三此事一時代頗相違、若博考筆數、

〔古今著聞集卷第十一右、圖本三云〕渡殿の北邊、朝かれひの前に、馬形の障子侍り、中畧、彼馬形の障子を、金岡が書たりける、夜々はなれて、萩の戸の、萩をくひければ、勅定有て、其馬をつなぎたるていを、

書なされたりける時、はなれず成にけりと、申傳へ侍るは、誠なりける事にや、〔又云〕仁和寺御室といふは、寛平法皇の御在所なり、其御所に、金岡筆をふるひて、繪かける中に、ことにすぐれたる馬形なん侍なる、その馬、夜々はなれて近邊の田をくらひけり、なにももの、すると知れるものなくて、過侍ける程に、件の馬の足につちつきぬれくにあること、たびくく及ける時、人々あやしみて、此馬のしわざにやとて、かべに書たる馬の目玉をはりくじりてけり、それよりまなこなくなりて、田をくらふ事とまりにけり、

〔長明四季物語六月云〕さみだれの、晴まなきそらも、いつしか、名残なくなりて、雲の峯々立かさなり、いみじき金岡が手にも、かうやうにはたくみえかたう、木末の蟬の聲々、かしかましど、枕かみうるさけれど、下畧、

〔源平盛衰記卷第二二代后條云〕彼紫宸殿ノ皇居ニハ、賢聖ノ障子ヲ被立タリ西ニ十六人、東ニ十六人、三十二人ノ賢聖アリ、是ハ後漢功臣二十八將ニ、王常李通、竇融、卓茂、ノ四將ヲ具メ也、其外伊尹、第五倫、虞世南、大公望、角里先生、李勣、司馬、モアルトカヤ、中畧、金岡ガ書ケル荒海ノ障子ノ北ナル御障子ニハ、遠山ノ有明ノ月ヲ書レタル、

〔平家物語卷第一二代后條云〕彼清涼殿ノ、畫圖ノ御障子ニハ、昔金岡ガカキタリシ、遠山ノ有明ノ月モ有トカヤ、

〔後愚昧記貞治二年二月十六日記云〕任承法印、持來聖護院宮狀中尋、抑任承、此次持金岡筆六道繪見之、事體無比類重寶也、此繪、聖護院坊官源意法眼所持之、彼法印所傳借也、

十八日、(戊午)聖護院返事、並六道繪、遣任承了、

〔河海抄卷第八卷八條云〕巨勢相覽、一説云、巨勢金岡相覽、同人ナリ云々、但如高名録者、相覽ハ猶先代人ナリ、金岡、仁明天皇御時人也、承和四年九月五日、圖御所繪、

〔太平記卷第十二大内裏造卷六左云〕賢聖ノ障子ヲバ、紫宸殿ニツ被立ケル東ノ一ノ間ニハ、馮周、房玄齡、

杜如晦、魏徵、二ノ間ニハ、諸葛亮、蘧伯玉、張子房、第五倫、三ノ間ニハ、管仲、鄧禹、子産、蕭何、四ノ間ニハ、伊尹、傳說、太公望、仲山甫、西ノ一ノ間ニハ、李勣、虞世南、杜預、張華、二ノ間ニ

ハ、羊祜、楊雄、陳寔、班固、三ノ間ニハ、桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、四ノ間ニハ、董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通也、畫圖ハ金岡ガ筆、贊詞ハ、小野道風ガ書タリケルトゾ承ル、鳳ノ翼翔天、虹ノ梁聳

雲サシモイミシク、被造雙タリシ大内裏、天災消ニ無便、回祿度々ニ及テ、今ハ昔ノ礎ノミ殘レリ、

〔參考太平記卷第十二大内裏造卷六左云〕賢聖ノ障子ヲバ、紫宸殿ニツ立ラレケル、中尋、畫圖ハ金岡ガ筆金岡中人、從五位下采女正、

〔太平記抄第十二卷十二左云〕金岡、一條院ノ時ノ畫工ナリ、姓ハ巨勢氏、官ハ大納言ニ至レリ、

〔下學集卷之上二十左云〕金岡、畫工也、一條院ノ時人、姓巨勢氏、官至大納言、

〔拾芥抄中末諸名所部第廿四、十八左云〕閑院、二條南、西洞院西一町、冬嗣大臣家、金岡墨水石、公季公傳領之、

〔花鳥餘情第二卷二條云〕雅兼卿曰、天永元年十二月廿一日、匡房被語事、一々難憶記、一被語曰、繪師

金岡子、公望、公忠也、公望子深江、々々子廣高也、中尋、金岡墨山十五重、廣高ハ五六重也、今案、

墨の濃淡をもて、遠近山をわらはす也、〔又第十卷十合云〕巨勢相覽者、金岡子云々金岡寛平時人、

〔江次第鈔第五釋奠云〕延久四年三月十四日甲午、權中納言源隆俊卿、着仗座、被奏大學寮、先聖先師

九哲等廟像、可被修補、日時勘文、四月三日壬子時、件像、元慶四年、巨勢金岡、以唐本所奉圖繪也、

〔尺素往來類從百四十一右云〕座席本尊者、思恭出山釋迦、牧溪渡江達摩、中尋、雖爲日本繪、圓心、金岡、殿主

都官之眞筆者、不可劣於唐人候

〔二水記大永五年三月十五日記云〕午時參内、比叡山口谷靈寶、并六道繪、十五 □□披見之處、金岡筆曩祖以下

〔扇鳴曉筆第十一傳變云〕金岡が、紀伊國藤代の三坂の景氣を見て、筆も及かたしとして、捨たりし硯なり

とて、石に成て今にあり、るれも長さは、五尺計、廣さは三尺餘りもや侍りけん、かゝる物も、時世

をへて年をかさぬれば、大になるものによしらず、

〔野山名靈集卷第一廿七云〕瑜祇塔、本中院谷龍光中略院にあり

今按するに、瑜祇塔の圖に、眞偽の兩本ありて、天殊地別なり、其偽本とは和州の阿日房といふ人、

暗推を以、畫けるを、内山の眞乘房、これを感得して、門弟に授けしより、展轉相承して、しかるべき阿闍梨の中にも、眞偽を辨するに及ばずして、秘重せし人多かりしとなり、其正本の圖は、大師在唐の日、青龍の口傳を承て、みづから畫玉ふ所、これを、御筆の圖と號して、師資相承の正本なり、然るに、南池院源仁僧都のとき、御筆を標準として、一本を寫、聖寶僧正にさづけ、御筆の本を以、益信僧正に授與せられしを、益信又寛平法皇に授奉らる、法皇畫工金岡に仰て、一本を寫さしめ玉ひ、これを寛空僧正に授られ、御筆の本をば、寶祚守護の御爲にとて、延喜帝に授奉らせ給けるが、帝崩御に臨ませ給ひて、醍醐寺の經藏に、納させ玉ひけるよし、意教流の重書にみえたり、其圖說においては、秘經の極意なり、師傳にあらすんば、知べからずとぞ、

〔象頭山什物錄云〕二之不動明王、巨勢金馬頭明王、同筆、

〔異本後撰集云〕花山に、遍昭僧正のもとにまかりける夜、巨勢かなをか、秋の池は月のかゞみの、はこなれや、むへもにしきに、もみぢしにけり、

〔拾遺和歌集卷第六別部云〕かさのかなをかが、もろこしにわたりにて、侍ける時、女のながうたよみて侍ける返し、かなをか、浪のうへに、みえし小島の、鳥かくれ、行空もなし、君にわかれて、

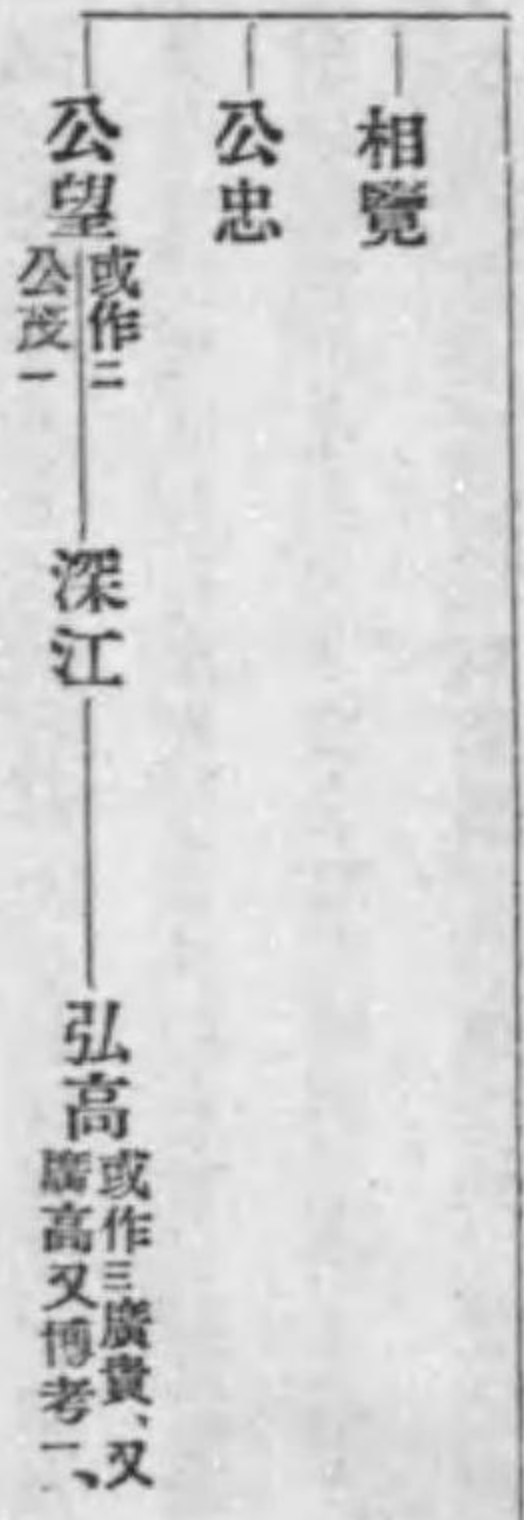
〔勅撰作者部類附尾云〕金岡、仁明天皇御時人也、承和四年九月二日、圖御所繪、

〔官職秘鈔上類從七十五左云〕采女、諸大夫、並一道者任之、近代、多醫道者、居此職、諸司二三分遷之例、

巨勢金岡、元内藏頭、
小野安倫、元左京進、

〔巨勢氏系圖纂二十下、五〕野足、幸宮大夫、左衛門督、大將軍、鎮守府將軍、光舟、巨勢氏、有行、金岡祖子、

按に、太平記鈔下學集等に、金岡は、官大納言に至ると載たれど、こは無稽の妄説なり、公卿補任に見えぬをも、おもふべし、巨勢氏系圖は、金岡より引初めし系圖なれば、もし大納言ならんには、必第一に書あらはすべきものをや、又勅撰作者部類附尾、河海抄等に、承和四年九月五日、御所の繪を圖するよしをのせたるも、誤りなり、扶桑略記に、仁和四年九月十五日云々、とあるを見るべし、花鳥餘情にも、寛平の時の人となり、仁和、寛平は、同じ頃なり、また参考太平記に、貞觀中のひとし、下學集、太平記鈔等に、一條帝の時のひと、載たるなども、無下に失考なり、扶桑略記、菅家文章、花鳥餘情等によりて、慥なる時代を知るべし、但し、又或説に、中納言野足卿の子といへるは、いみじき僻説なり、金岡は、承和嘉祥のころ、生れたらんとおほしきを、野足卿は、弘仁七年十二月十四日薨、年六十八と、公卿補任に見ゆれば、金岡未生以前、廿年許に薨せられしものをや、されば、もし孫なごにては有けんもするべからず、紀氏系圖一本に、野足、光舟、有行云々、と見えられど、是も亦おぼつかなし、さてまた金岡が子孫も、これかれ異説あれば、ついでにいふべし、古今著聞集卷十一に、弘高は金岡が曾孫、公茂が孫、深江が子なり、又公忠は、公茂が兄なりと見え、花鳥餘情卷四拾合に巨勢相覽者、金岡子なりとありて、大間成文抄、日本紀畧等にも、見ゆるをもて、考ふるに、



大かたは、かくのごとくなるべし、この末は、古書に、さのみ所見なければ、考へかたし、

一一 須坂藩御庭焼

須坂町の東南、鎌田山の南麓を俗に瀬戸山と云ふ。今尙陶磁器を焼くに當りて用ひたる、鑄形類の破片多く存す、抑も此山は何をか語れる。數奇者が、表慶館に陳列せらるゝ貴重品も猶及ばずとなし、愛玩措く能はざる吉向焼とは、抑も如何なるものか。

(一) 吉向の系譜

伊豫國大洲に、苗字帶刀御免、永代無年貢の郷士あり、名を戸田源兵衛と云ふ。源兵衛八代の孫武太夫茶道に精しく、眞の臺子の許を得、時に手つくねの茶碗を捻りぬ。此道樂の高まりては、聽て伊豫の名産砥部焼の銀方をなすに至り、後には其子治兵衛に茲此道を習はしめぬ。斯くて治兵衛が砥部焼の陶法を會得

せし頃は、既に砥部窯の爲め、財産全部を失へる時なりき。次で武太夫死せしかば、治兵衛は姉さきに代を譲り、明和四年の夏京都へ上りぬ、時に歳廿二。當時京都には陶工の大家、樂得入(樂窯の八代目)清水六兵衛(初代)高橋道八(初代)を首めとし、八幡に南山焼の浅井周齋あり。茲に治兵衛は傳手を求めて得入の門を叩き、周齋に教を乞ひ、斯くして彼方此方に職人をなす中、技倆は漸く圓熟の域に入りたり。其頃砥園町にれ里と呼べる名妓あり、不圖したる處より治兵衛は此れ里と深く馴れ染め、終には二人して飄落し、れ里の郷里大坂の北十三村に移り住む事とはなりぬ。暫くを假の住居と無任の尼寺に落付けり、この寺は茅葺の、庫裡は本堂續き、境内の老松林をなし、多年の翠軒を掠め、生駒の嶺を出づる月の影、竹椽に落ちて云ひ知らぬ寂あり。治兵衛は村の名に因みて家を十三軒と呼び、此景色に因みて松月と號せり。此に於て砥部焼の陶法に、周齋・得入・道八等の陶法を折衷して一種微妙なる焼を發明せり、これを吉向焼の元祖なる。數年の後、伏見町の支那陶器問屋某の勧めにより、苦心の餘黄南京・青南京等の南京摸しを製作し、該問屋の手にて其荷は長崎を迂回して、伏見の市にて高價に賣却せられぬ。四五年の後、此事を知る者あるに至りしかば、斷然南京摸しを廢し、交趾摸しと染附の陶器に全力を注ぎぬ。其交趾摸しに至りては、實に巧なるものなりき。斯くて名工の聞え益々高く、大坂三郷隠れなく、遂に和州小泉の城主片桐石見守貞信の耳に達し、即ち藩祖貞隆朝鮮征伐の碑、分捕の重寶糸巻の香爐を香合に摸させられ、(糸巻の香爐は鐵製の由、石州好みにて陶器に摸さしめられしなり)次で石見守の周旋にて、作州津山(十萬石)藩主

松平家及周防岩國(六万石)藩主吉川家の御庭焼を命せられぬ。

文化の末、大坂在番大番頭水野遠江守忠普の命を承け、將軍家(文化十三年四月家齊右大臣、家慶近衛大將右馬寮御監になりたる祝になり)へ献上の金魚鉢(徑三尺五寸)、海龜の菓子器(徑二尺五寸)の二品を焼けり、よりに其名彌々高し。此菓子器殊の外將軍家の意に協ひ、金(三分)銀(四分)二顆の小判形の印を下賜さる、その文字に吉向の二字を選まれたり、そは海龜の菓子器に因み、龜甲を吉向とせられしなりと。治兵衛此名譽ある二顆の印を得てより、直に姓を吉向と改めぬ。

文政二年治兵衛再び津山藩主に召され、江戸に出で向嶋の花屋敷に居を卜し、隅田焼を開きしが、居る事二十一年、天保十一年八月十六日歿しぬ、享年九十五。治兵衛には子なかりしかば、弟龜治を呼びて二代目を襲がしめ、姉さきの子與右衛門を養ひて三代目を相續せしめぬ。この與右衛門樂焼の名手にて其技非凡なり。かくて三代目よりは、樂窯専門となりしなり。

(二) 須坂藩と吉向

須坂藩にて、吉向を聘し御庭焼をなせるは、弘化二年より嘉永六年に至る九ケ年間とす。丁未(弘化四年)五月三峯の銘のものあり(三峯は丸山舎人の號にして、蓋し逸物に三峯の銘を附したるが如し)、又弘化四丁未(英四)日吉向十三翁造の銘の鼻の香合あり、嘉永六年七十賀作之と銘せる黒樂茶碗あり。其來れるは一郎及行阿の父子にして、二代目及三代目なるが如し。二代目吉向作之と銘せるものあり、且父一郎は支

那摸しに於て優れ、子行阿は樂焼に於て優れたればなり。須坂藩主は五十人扶持を以て迎へぬ。吉向の來るや同行十二三人、小山普願寺壇徒となれり。

其銘に吉向・行阿・一郎・出藍・十三軒・紅翅・連珠・紅翠軒の名及び號あり。内連珠は須坂藩主の賜ふ所にし、紅翠軒は吉向の專用にあらず、汎く須坂藩御庭焼に用ひし所なりと云ふ。吉向の銘を見るに、金印及銀印共に當地に於ても用ひたるが如く、其陶土は多く京都より取り寄せ、只實用品にのみ大日向(豊丘村大字園里)・綿内の土を用ひたり。繪は穴戸甚平の書くところなりと云ふ。

其作品は、廣く陶器・磁器・土器・樂焼に亘り、交趾摸し・支那摸し・黒樂・赤樂・袱紗手・蕎麥手・青花(染附け)等あり。中にも逸品と云ふべきは、糸卷の香合(金手毯・銀手毯と云ふ)、絹糸を以て十重二十重に巧みに巻けるが如し)、袱紗手の菓子器(紫縮緬の表に、萌黄絹の裏取したる、袱紗の相對せる二角を、内に折り返せる形にて、其紫縮緬に至りては、實物と更に異なる事なし)、青樂の土瓶付焜爐(青樂に、梅に鶯の金泥の繪ある焜爐の上に、同じ圓さの土瓶にて、三つの山形にて合さり、少しく土瓶の位置をうつせば、其間隙を生じ、炭火のねこるやうに巧みあり、蓋の取手は獅子にて、中に玉あり、湯たぎれば、湯氣にて玉の鳴る装置なり)、等其技神に入るもの多く、一度そを觀んか、戀しき人に別るゝ心地して、側を去るに忍びざるなり。

嘉永六年、吉向父子江戸に歸り、阿淡二箇國二十五万七千石の大守、蜂須賀家に抱へられぬ。

(三) 吉向の門人

吉向の須坂に来るや、其門に入りて、陶法の一端を會得せるものに、高井野の百姓角藏・土屋修藏・宮崎由右衛門・吉田久兵衛あり。吉向去りて後、須坂藩は御庭焼を廢せしかば、須坂小田切辰之助其後をうけ、吉向の門人を抱へて、須坂焼を焼ける事凡そ五六年に亘りき。後角藏須坂を去り、山田村に於て陶器窯を築けり、其作品を藤澤焼と云ふ。高井村勝山健雄亦庭前に窯を設け、畫家兒玉果亭・加藤半溪等に繪を畫かしめ、角藏をして焼かしむる所ありき。

一一 弘化の震災

弘化四年三月廿四日は、朝來暖くして、皆心地悪しく思ひ居たる折から、亥刻頃大地震あり、次で連日止まず、高井・水内・更級・埴科の四郡及越後の頸城郡等災害最も甚しく、松代・飯山・須坂・高田の諸城邑、概ね壊損せり。又岩倉山の兩角、即ち虚空藏山の二ヶ所崩落して犀川を埋め、下流水涸るゝこと二十餘日、既にして四月十三日夕七ツ時決潰奔流し、所在の村驛・屋舎漂流し、人畜の壓溺勝て算へ難し。今本郡に於ける狀況を述べんとす。

三月廿四日の地震につき須坂藩より御用番戸田山城守登城前へ差出したる書付左の如し。

私領分信濃國高井郡之内、一昨廿四日亥刻頃より地震強、陣屋并家來居宅・長屋向、破損數箇所村々百姓

家潰れ、其外田畑地割、數箇所より砂泥吹出し、耕地に不殘押入、今以折々地震仕候、於領分人馬怪我等無御座候、尤善光寺に參詣、又は出稼等に罷越候者共之内、死失人も有之哉に相聞候得共、未取調不行届候、委細之儀は猶追々可申上候得共、此段御届申上候、以上。

三月 廿六日

堀 長 門 守

かくて四月十三日の災害につき、同藩より届出の書付には、

先達而先御届申上候、私領分信濃國高井郡之内、去月廿四日夜大地震御座候處、其節近領更級郡山平林村之内、岩倉山崩候由犀川押埋、堰留候水、追々數十丈湛、右何方に可押出哉、心配罷在候内、昨十三日夕七ツ時頃、俄に押破候哉、右山の方鳴動仕候様子に而、無程一時に水押出、防方茂届兼候様子に付、出役家來之者より、追々及注進候處、問も無之、犀川・千曲川落合邊之村々、并に田畑迄一圓に水押冠申候村々、綿内村に申所は勿論、谷川附近邊之村々之者共は不及申、猶又家來共助成人、是等も多人、數差出、精々用意申付候得共、夜中別而水勢強、防兼、流家溺死等可有之、其上田畑泥冠、且亡所、損地等も多分出來可申哉、心配仕候、尤今朝に至り、追々減水之趣に御座候得共、此之所如何可有之哉、難計奉存候、未水中之儀に御座候間、委細之儀は追而取調可申上候得共、先此段御届申上候以上。

四月 十四日

堀 長 門 守

とあり。而して岩倉山崩れ、犀川堰留箇所押切りたる際、浸水せる村々は、

小島 大室 町川田 東川田 牛島 綿内^{田中} 福島 中島 高梨 小河原 里村山 相之島 山王嶋
羽場 押切 北岡 雁田

等にして、地震・水災の被害は如何ばかりなりけむ、當時の届出書に徴するに。

○須坂領

- 一 燒失 貳拾九軒
- 一流失 貳百六拾六軒

但土藏・穀倉其外共、郷藏三ツ

- 一半潰并大損 貳百五拾貳軒

- 一 壓死 拾壹人

- 一 溺死 六人

- 一 怪我人 數不知

- 一 斃馬 壹疋

以上

○直轄(幕府領)

- 村山

- 一流失 六拾九軒

- 一 溺死 拾參人

● 大島

- 一 潰家 四軒

右之外土藏・物置類大破損

○松代領

- 一、壓死 參拾參人

- 一、流死 參人

右の内潰家・半潰・大破・壓死とあるは、主に三月廿四日地震の際の事なりとす。其浸水面積并家屋等は、其詳細を知る由なし。猶當時の状況は如何と云ふに、丸山舎人の信州丁未茶談によれば。三月廿四日は、天氣殊に晴朗にして、宵の間は晴れ渡り、星も見えたるが、五ツ時過より陰夜になり、四ツ時前電光あり、そを須坂藩御庭燒場職人久兵衛なるもの米子村に於て見受け、其外見受けたるものあり、正四ツ時頃、滔々々の音と等しく大地震にて、頭上に百千雷の落掛るやう覺えたりと。須坂は善光寺・松代に比すれば、石地故にや輕き方なりしも、堀長門守住居并塀數拾間倒れ、馬を出す割目出來。家中住居并諸長家向大破して、壁落ち、切くわせ大開き、鳴居・廂落掛りし類少からず。町家も右に準じて破損せしも、皆潰は一軒も無く、

勝善寺は破損箇所少からず、勝手の間を震ひ潰し、其外天井等落ちたる場所も有り、練堀大崩等見えたり、山手村々は小破のみ、千曲川添綿内村・高梨村・八重森村・沼目村・小島村等は、潰家又は半潰家あり、田畑は勿論、居宅地形共地裂け數ヶ所、其大なるは四五尺、小なるは糸の如く、地底の泥沙水吹き出し、臭氣強く、八重森村の田の中、大吹出しの砂、路上へ降りかゝり、夜陰行く人は夕立と疑ひたりと。又人家土臺を床上へかけ、貳尺餘裂廣げ、地形礎を二尺餘も別に震出し、大割の中へ、三間棹を入るゝも、底は水にて手筈なく。小島村用達休太夫宅庭に異形の跡あり、夜中とて見留る者は無かりしも、亘り七尺餘、幅八寸餘、丸く蟠り、地中へ窪く跡付き、鱗の形四足の跡も臚に見え、頭の方と覺しく、隣家縁の下、大割邊に付き居り、俗説とりゝなりしと。又椎谷領六川出張陣屋付矢島村・中子塚村・羽場村・草間村・中山田村の内中壘等に四拾軒程潰れ家ありたり。小布施は須坂よりは少しく軽く。高井村千本松より矢島村へ嫁ぎし女、棟木にて壓死し、血煙り立ち、子は頭ひづみたるのみにて生き残りたりと、菅平山低く見へ。米子村不動、権現瀧は別條なきも、瀧下大に損じ、道路悪しく相成り、大岩本堂を打越え、軒場を傷け、缺所の前へ落ちたり。又相之島村に、七本指の異形の跡土手に残りて見え、村山村にも雙方へのたばりたる異形の爪の跡あり。五開村地割より、砂泥吹出したる傍に、廻り壹尺程もある大蛇、壹貳尺宛に切れ、吹出されありたるを、同村名主藤右衛門、高梨村民藏等見受けたり、百々川は、雙方より土堤、川の方へ寄り、水行狭く成れり、而して本郡の者にして、善光寺・飯山等に、難を被り、或は特別の振舞ありたるは次の

如し。奇特なるは、高井村悦藏(田原和四郎)と云ふ大工棟梁は、折柄善光寺にありたるが、直に弟子其外相集め鋸・鉏其外の道具にて大働をなし、都合廿八人迄助出し。須坂横町、刀屋奎兵衛弟子、岩石町に出張居りたる某は、伊勢町湯屋より赤裸にて遁出し、直に本堂へ駆付け、靈佛遷座の手傳をなし相稼ぎたるより、大勸進僧正の目に付き即刻衣類を貰ひ、此節坊住さへ不参にて當惑の折柄、万人に勝れたる心掛とて、直に家人に成りたりと。又幸なるは、綿内村名主彦三郎母子兄弟にて、藤平に泊り、二階にて梁に打潰され姉は呼吸有れども自由かなはず、老母は別條なきより二階窓より逃げんとするより、姉は老母に向ひ、彦三郎の子をば助け、二人にて遁出呉れよと申せしも、老人のしかも火中の事とてせん方なく、老母のみ漸く遁出で逃去り、悴の生死分らざりしが、此悴老母の後より遁出で、路頭に迷ひ居し折から、仁王の如き人來り、饅頭を與へ、何れへ参りたきかと尋ねしより、善光寺近在、押田村に親類あれば、右へ参り度しと答へしに、宙に引提げ、現に存し居れる右親類庭先へおろし、行衛知れず成りぬ、夫より翌日綿内へ送り届けたりと云ふ。右は善光寺に於ける出來事なるが、飯山に於ては須坂藩騎澤勇左衛門繼母は、里方鈴木方にて壓死し、須坂上町彦左衛門は、新町半治と兩人にて泊り合せ、漸く堀出され逃げ歸りたりと。四月十三日の災害當時の状況は如何にと云ふに、當時の届出書によれば川田村手前、小金場所と云ふ所、土堤二三百間押切り、漲る濁水は、真直に川田村へ押入り、夫より東川田より牛嶋村へ押懸け、本川筋へ押落し、川田村立家、土臺より五尺程水つき、潰家一軒、土藏一棟潰れたり。川田裏土堤、川付の方は跡

形も見えず、内土堤は所々押崩れ、東川田村水村同断、立家一軒、物置五棟押潰し、大豆嶋の舟、東川田より餘程南の方へ押上げ置けり。此邊より土堤、大半切崩れ、家・大木等最も多く流れ留り。牛島蓮證寺半潰れ、半鐘押流され、此邊崩家・雜物・衣類様の物、取分け多く留り居れり。牛嶋村居家八軒押流され、其流跡、礎石少々残れるのみ。上牛嶋は五軒程流され、物置等は數知れず、村中泥三里迄届き、水跡は鴨居上に有り。綿内入口土堤、二筋共數ヶ所押切り、所々上を越えて村内へ突懸けしより、潰家も多分相見の水跡は鴨居上に有り、壁土は残らず洗落し、殊に村内へ流家の屋根多く押重り、立家と並ぶ程にて、通行甚だ難澁にて、右屋根其儘にて留れるは、牛嶋裏より綿内裏邊迄幾百なるか數知れず、其外一抱に餘る大木の立木・材木・立白・摺臼・家財等、小山の如し。綿内より下は稀に有るのみ。綿内へ入りし水は、北東へ出で、井上・幸高村へは入らず、右兩村の裏道より、下小くらと申す村半分程にて、松川にて留り、須坂町へは一切入らず、下は福嶋・中嶋の方へ押行き、此兩村も川田・綿内同様の災害なりき。立ヶ鼻は同夜九ツ前迄凡貳丈八尺の丈になり、翌十四日曉六ツ時迄凡三丈餘にて暫く居りしと云ふ。されば川東、中野平、小布施の事前、小河原・須坂の左手へかけ、井上・川田邊迄、平一面の白浪と成り、建並へたる家々も水中に沈み、霞める月に、村毎の樹々の梢の先計り見ゆ、山の出先、岩間には親を失ひ、妻子に別れ、歎き悲しむ者いくばくなるを知らずと。而して信州丁未茶談によれば、綿内村三千石餘、枝村廿七ヶ村の内、二ヶ村遭れしのみにて、水冠・水押しに相成り、其外高梨村・五閑村・八重森村・沼目村・小島村等水中になり、川

村水車屋下まで水突き、田畑の大破は言ふも更なり、流家數知れず、流死人も餘程あり、流れ来る人家數千あり。或は樹上に舟を繋ぎ置き、家内乗移り、其木危く成りしより、據ろ無く綱を切りしに、一瞬の内、牛嶋村土手へ矢の如く突よせ、不思議にも助りたるあり。或は小市村某の、金四百兩財布に入置きしまゝ、牛嶋河原の石間に有り、洪水後同村の者兩人にて拾取り、小市へ届けしに半金受取呉れよと、遣し主申せしも納めず、扱人出で百兩の禮金を受取り、有のまゝ、領主へ申立てたり。或は綿内村善法寺地中淨土寺、水練達者に付き、それを頼み居りし處、居宅危くなりし故、泳ぎ出でしに、水勢つよく、殊に平生の洪水と違ひ、流れ物、芥の類始終流れ來り、中々以てしのぎかね、漸押遣り、山手え遊び付き、辛き命助かり、足輕小泉熊藏も同様にて助かり、或は郡奉行駒澤式左衛門、騎馬にて出役の處、口取梅吉、若黨荒井利三郎、一同に相成り、馬に後れ、水に追れ、漸く大橋村民家の屋根へ上りしも、覆り申すべくと終夜の苦心絶え入りしに、漸く引水に成りて助かり。或は村の醫者其外五六人、平氣に成り居たる内逃れ難く、據ろなく屋根へ上りしに、傾き動きしかば、梯子にて土藏へ移りたるに、直に潰れ流失せり、又々土藏も氣づかはしく、其隣の大なる家へ、階子一盃漸く懸わたり、夫へ移りたる後、暫く過ぎ、土藏も流失し、且上流よりは、折々火の燃え居る人家流れ寄る故、一生懸命に働き、齋口・棒なせにて突やり、通夜難儀致し、漸く相渡きたりと。同村は、別て水中、火事にて、消防人も無く、水は有ながら燒次第故、屋上のもの、水火の責に逢ひ、須坂邊にて見渡せば、夜中ながら向村火事に付、顯然と相分り、八重森村と

の間を、流家矢の如く、數間絶間なく流れ去るを、眼前見受けたり。或は三抱・五抱程の大木、根ながら所々へ流れ寄せ。村山村喜作は名高き水練にて、いづれも立退きしあてにて遊び出し、高梨村まで泳ぎ付き。或は金三兩首に懸け居れば、助け呉れよと、流れながら相呼びしも、助け人なく溺死せるあり。或は山王嶋にて、金五拾兩首に掛け、十兩宛配分いたすべく、助け呉れよと、流れながら呼びたるに、三人にて助け、配分金の外に残金ありしかば、是をも無理に掠奪し、跡にて顯れん事を恐れ、直に川へ流しやりしを見受けたるものあり、中野役所へ訴へ出で、差押へられたり。或は綿内村邊より川中嶋へ掛け、夜中大なる火玉の、折々飛行せしを、足輕丸山熊太郎・田村九十郎たしかに見受けたり。或は牛嶋村安樂院鐘突堂、百々川へ流れ懸り、鐘は中嶋村下、田の中に振落し、八分程埋りあり、寛保二戊年、立白流れ來りしと、口碑に残れども、斯様の儀は承り及ばず、立白の類は、一軒に十許り宛流れ來り居るを見受けたり。或は土屋坊村幸吉、水練達者故、制札を守護せし處、宅も流失、一時に芥等流れ來り、終に父子三人共溺死し、同村豊吉も水死いたし、凡溺死のもの夥し。又相圖の狼煙も中にて請けたるも、間違ひ、不行届の處も有り領内は川口より四五里下流の方なれども、三ヶ所に相圖の大砲を設け置き、水源見届け、其外諸家水見の者、晝夜奔走、早鐘拍子木撃ち傳へ、出水前後共、騒々しき事限りなく。其虛に乗じ、盜賊相働き、種々風説いたし、米子の川、山崩にて押し切り、大水須坂を浸したりとて、小布施村邊村々、鐘・太鼓を打ち、騒ぎ立てたりと、是も賊の云觸しの由。小嶋村の高札流れ、延徳の沖に建ちたりと。高梨村に蛇澤山流れ

寄り、人家に這ひ渡りし故、據るなく打殺せしに、こやしを擔ふ桶に、四五荷もあり、其内に青色の太き蛇もあり。又一筋太さ一尺餘もあり、頭大樂鐵はせにて、長さ六七間もある蛇、百々川添に居り、上流より杉丸太にても流れ寄りしにやと、人足等立ち寄りしに、するくく川水へ這入り隠れしよし、百々橋修復の足輕手籠役宮崎良吉の直嘶しなり。其外五開村にて、跡付に入れある古刀正宗、コミに、命本阿彌金上一子充勝頼、永録三年十一月十五日、信玄、とあり、其銘は金象眼にて彫付たるもの、流れ來り居るを拾ひ取りて、訴ひ出でたるものありと。

鎌原洞山地震記事によれば、此度の洪水、高井郡に至りては、寛保の洪水より、水嵩六尺低かりしと云ふされど、兎にあれ一大災害たり。然らば其救恤方は如何なりしか、先づ須坂藩金子千五百兩、松代藩金子壹萬兩を、各四月廿八日、幕府より拜借、以て其費途に當てたり。斯くて、

○須坂領 綿内三千石にて、家數七百軒餘あり、内五百軒程水入に相なり、流失十五六軒なり。最初は流失水入人別へは、焚出しのみにて、金子の手充なかりしが、五月初旬に至り、流失のものへ金貳兩三分貳朱づつ手充、水押・半潰にても、極難の者共へは矢張本潰同様手充。手元可なりにて、水押・半潰の者へは貳兩宛。家居流潰なきも、水先へ懸り、凌ぎに難澁の者へは金壹兩宛手充。一通りの入水人別へは金貳分宛手充。右の内、土屋坊村小兵衛と云ふは、親子三人流失に付、此者へは金七兩貳分手充。綿内村の外に水入の村五ヶ村あり、こは一通りの水入なる故、金貳分づゝの手充。

○直轄 潰家・流家等へ壹兩餘の手充。且村々へ、急難救恤の爲め又普請所手充として借下げたり。本郡に於けるもの次の如し、金拾五兩矢嶋村、金參兩中嶋村、金六兩貳分押切村、金壹兩參分北岡村此外金五兩矢島村、こは用水路普請手充としてなり。

○松代領 本郡は、小田村神明宮の大門に於て、日々數百俵を、四月十五日より廿日迄炊出しをなし、流家は勿論、水入の分まで食物手充。右の如く、何れも六日間の救恤に、漸く少しは泥を片付、假小屋を結びたる故、其後は五月十日迄の内、壹人分米五合宛手充。其上、流家人別へ、家代手充あり。此外村本は大室・川田邊の山より伐り出し、銘々分限に應じ手充。水入の分へは、多少に隨て救恤金手充。且夏作残らず流失せる故、郡中に兼て積置ける社倉米配分、秋作取入迄の手充あり。

○椎谷領 六川近邊領内へ、本潰へ金五兩宛、半潰へ貳兩貳分宛、酒造渡世にて是迄御用立たる者へ金七兩貳分宛手充。此外救米の手充もありたり。

一三三 石田知白齋の心學

安政の初年、須坂藩は、心學者石田知白齋を、遙かに京都より聘して、領内を巡教せしめぬ。もと須坂藩が知白齋を招けるは、藩財政改革にある事、後に述ふる如しと雖も、兎に角に、心學者が此地に來りたるは、珍らしき事實にして、又風教上に多少貢獻ありたるが如し。

(一) 心學畧系

徳川時代の中葉以來神儒佛三教の外に立ちて、専ら道義を平民社會に鼓吹せし一派あり、之を心學と云ふ。心學とは本心を見得して、性の善を發揮すべしと教ふるより此名あり。其開祖を石田梅巖となす、梅巖貞享二年九月、丹波國桑田郡東縣村に生れ神儒佛の蘊奥を窺ひ、一派の道德教を開き、京都車屋通り御池にて、獨得の心學を講ずるに至れり時に享保十四年。梅巖の高弟手嶋堵庵明和二年十一月、京都富小路三條上る朝倉街に五樂舎を開き、堵庵の高弟中澤道二、寛政三年江戸神田相生町に參前舎を建て、東西相應して道德の説話を爲すに至り、爾來兩舎より斯道の泰斗、布施松翁、虛白齋・柴田鳩翁・奥田賴杖・平野橘翁を出し、各々世教道德の爲め、神儒佛三教を折衷したる平易の道話によりて、世を益する事大なりき。

石田知白齋は、通稱を小右衛門と云ふ。京都五樂舎に於て、石門五世、手嶋毅庵に學びたるが如し。當時心學は、必ず五樂舎に學びたるものにして、手嶋堵庵の子孫、石門何世と稱し、一派の頭領を以て自ら許し、梅巖より數へ、堵庵を二世とし、正揚・明・毅庵相嗣きたればなり。而して年代よりすれば、毅庵に就きたりと想像せらるゝなり。

知白齋の道話をなすや、主として手嶋堵庵・中澤道二の流を汲めるが如し。知白齋藏書今残り、曰く堵庵の塵とり三卷、曰く道二の道二翁道話十四冊。

(二) 道歌

知白齋の道歌、猶傳れるものあり。ろを摘記せんに、

愛宕山大権現御託宣

衆生常に世界の火をけがし、己一人のれもひを含み、天に逆ひ地に背かむものは、我常常に火亂神を遣し、其不淨を焼亡す。上豊かに下苦しむ時は、火の雨を殿舎にふらし、上の財を散じ、苦しみの者に與ゆ。われ常に王法を守るが故に、國家安全を守るが故に、邪見の者の家を焼く。心みつると思ふ事なかれ、天は滿てるをかく、我は人のれこたれるをかく。

○ 身をかたらず玉はこゝろにありとしも知らず今日まで迷ひけるかな

○ おこたりも夏のかせぎもほそくに穂にあらはれて見ゆる秋かな

○ 世を渡る道はと問へばとにかくに慾の淺瀬を行けど答へよ

○ 嫁入の其日のこゝろわすれずば聲しうとゆにきはらはせし

○ 聲やよめもらひし時のこゝろなら鬼母なりと人は申さじ

○ 主に忠親に孝行なすものは知らでするこそまことなりけれ

○ 難の中に難を樂めば難なし貧の中に貧を樂めば貧なし

一四 須坂藩騒動

(一) 藩財産疲弊

弘化二年二月十四日堀直格退隠し、十二代堀直武襲封するや、丸山巨宰司の子舎人亦家老たり。丸山舎人職に就くや先づ吉向父子を招聘して陶器場を設け、次で藥人參栽培を企て、以て地方の産物を作り、藩財産をして益々豊富ならしめんとせり。されど父巨宰司は須坂藩士中稀に見るの人才にして、性果斷剛毅且理財の道に長じたるに反し、舎人は性温厚にして文學癖あり、元より興業殖産の事其得意とする所にあらず、事志と反し藩財産をして疲弊せしめたるは是非なけれ、吉向も尋常の陶工にあらず、十万石の津山藩六万石の岩國藩、二十五万七千石の蜂須賀家にして、吉向を聘せるは餘り長期間に非ず、然るに一万石の小藩にして、しかも陶土を得るに不便なる須坂藩にして、九ヶ年の長日月に亘りたる事なれば、欠損の

額實に六千餘兩に上れりと云ふ。藥人參栽培は常盤町地籍、現今の郡役所裏手に當り、三反歩餘經營せられ、其期限三年餘にて失敗に終れり。

(二) 丸山舎人退隱

父巨宰司家老當時造られたる藩財産は失はれ、且六千餘兩の負債出來したるより、丸山舎人は嘉永六年須坂藩御庭焼を廢し、安政貳年普願寺住職を介して心學者石田知白齋敬起を聘し、藩財産改革を行へり。知白齋は嘗て本派本願寺及五六の大名に招かれて財産改革の功を遂げたるもの、須坂に來るや勤儉貯蓄を説き、領民をして献金せしめ、居る半歳ならずして効果を修めて此地を去れり。茲に於て丸山舎人は責を引いて退隱せり。

丸山舎人は辰政又三峯と號す退隱後は世事を避け歌學を香川景樹に修め謠曲を寶生九郎の高足矢田專左衛門に學べり、著す所三峯紀聞四卷あり、信州丁未茶談は理科大學地震學教室に所藏せらる。

(三) 野口河野等の事蹟

時に野口源兵衛なるものあり、越後村松藩中より養子に來りたるものにて、始め茶道として直格に仕へぬ。直格退隱後頻りに十二代直武の意嚮を窺ひ其寵をうけて累進せるが、丸山舎人引責退隱の虚に乗じて其後を襲へり。かくて藩中の硬骨漢河野連が獨身なるより、野口自から藩中の娘にして、またかと呼べるを介して妻となさしめ其縁を以て同志に加へ、次で駒澤勇左衛門を退けて河野を中老とし、江戸家老中野仁右

衛門を退けて己が婿亘理をして其職を襲はしめぬ。かくて野口等により經營せられたる事業左の如し。

○三道開鑿 安政五年大土工を起し、左の三道を開鑿せり。

一日瀧道 須坂新町より日瀧村本郷に至るもの。

在來春木町中央より高橋の北を経て本郷の上北端に出づるもの本道たりしを、改めて新町より一直線に開通せり現在のもの大體これなり。先づ新町は用水路中央にありて、道幅至て狭かりしを水路を南側にうつしたるも此際なり、高橋區内の曲折は次で一直線たらしめん企なりしも果さざりしなりと云ふ。

一相森道 在來の相森道は中央に高さ石積みあり、其上を用水の流れ居りたるもの、由、其用水を東側にうつし、石積みをとり拂ひ、平坦ならしめたり。

一八幡道 下横町の中程より、村社墨坂神社の東側に一直線に開通せるもの。

右の内八幡道は、野口等の成敗せらるゝや、其人を憎めるの餘り終に破壊して耕地となせり。

○墨坂神社造營 安政六年郷社墨坂神社の境内を取廣め、宏壯なる社殿を造營せり。

○金貸會所 元治元年道海淵へ金融機關として宏大なる金貸會所を設けぬ、而して金錢の貸付をなせるのみならず、現今の手形、銀行爲替様の事も行へりと云ふ。猶次で市區改正をなすべく企劃せるなりと云ふ。

(四) 野口河野等の失政

野口・河野等が事蹟を見るに、現今實行せられつゝあるか、或は當然實行さるべき事に屬す、しかも半世紀前に於て既に之を實行せり、又一廉の人物と云はざるべからず。然るに當時領民の怨府となれるは抑も何によりて然るか、時期未だ早く、領民をして怪疑の念を抱かしめたと、渠等が行へるは何れも一万石として餘りに大事業に過ぎたるにあり、加ふるに渠等に次の如き罪あり、乃ち民を使ふに時を以てせず、且奢侈に流れたることこれなり。其郷社墨坂神社の造營をなすや、早春より五月中旬に亘りたる事として、農民が奉作取入れ、稻作仕付けの期を奪ひたり。而して奢侈を極めたる結果、財政窮乏を來し、格式或は苗字帯刀、御紋服御免を名とし、頻りに御用金を課し、進んで賄賂を強ひ、金貸會所の貸付金に高利を貪り、上町・横町に貸座敷を設けて風俗を亂し、終に領民を塗炭の苦しみ陥らしめぬ。

碧血録には、野口が權勢を張るに至る徑路として殊に後には未亡人の秋香院様よりも只ならぬ御寵愛を受けたとの評判も立つた位であつたとあり。此秋香院は六代直寛の夫人にして年代大に異れり、且當時未亡人は更になかりしなり、誤りなること論なし。又同書に河野連に介したるは野口が村松の親戚の娘れふちとし、且河野に妻あり、そを離縁せしむる策として、河野の妻と若黨善六と醜關係ありてふ風説を立てりたとあり。されどれふちはれたかの誤にして、此れたかは藩中大野養助の妻の妹にして、始め出羽の織田家臣へ嫁ぎ子二人ありしが、離縁して大野方に厄介になり居たるなり、又河野には妻なかりしなりと云ふ。猶同書に野口が驕奢を極むる條に、阿嬌と呼べる年十八の妾を蓄へ、其爲に金屋を作つ

た云々とし、阿嬌の事を阿嬌の方と呼び、妾宅を新御殿と云ふものもあつたさうなとあり。此阿嬌はれしげの誤りにて、年は廿二の由、而して金屋を作りたり云々と、阿嬌の方・新御殿云々は事實にあらずと。又金貸會所の傍に魔窟を設け、廣澤も河野も其處に妾を置くといれど、金貸會所の請請造作も完く成り上らぬ間に成敗に合ひたるにて、魔窟も妾宅もなかりしなりと云ふ。又同書に目付役齋藤丈右衛門投獄の事と、同人娘操に野口が悪想云々とあれど、年代異り事實にあらずと云ふ。

一五 堀 直 虎

(一) 性 行

堀直虎は直格の三男にして、天保七年江戸赤坂今井谷の邸に生る、幼名を寧之進と云ひ後大學と稱す。垂髫の頃より穎悟にして、其三四歳の頃、乳母の背に跨り、その持てる手拭の一端を自ら手にとり、他の一端を乳母に咬へしめ、馬鹿を釣れりとして大機嫌なりしと。

長ずるに及び漢學を龜田鶯谷に學ぶ、最も論語を好み座右を放たず又以てその人となりを知るに足らん、號を九如齋。體仁堂又良山と云へり、九如齋は父直格の號にしてその最も直虎を愛せるより與ふる所なりと云ふ。書は米菴に學ぶ漢詩・和歌にも長せり、擊劍及砲術は南郷茂光・赤松小三郎に修め、夙に洋學に志し蘭學者として有名なる杉田玄端に就きて學ぶ、當時諸侯中洋學に着眼したるもの至つて少く、小笠原壹岐守・九

鬼長門守・大關泰次郎等に過ぎざりしと云ふ。南郷茂光の著、英國歩兵練兵書の序は侯の書す所曰く、知彼知己者兵道之要語、人々誦之然不窮其旨唯知彼知己而未可謂得算者也、知彼所長充己用知己所短禦彼侮而后可謂真知彼知己者、而得兵道之要者矣光沙之斯舉全在於茲乎、西英之訓練卒伍編制于陣列最簡敏而精細在裨補國家之備者也、古語曰居治不忘亂、經曰以不教民戰謂之賊率衆者所宜潛心者也。と以てその識見を窺ふべし。又英國騎兵練兵操典翻譯に着手せしが、將に成らんとして諫死せり、惜しむべきなり。

侯平素温厚にして君子の風あり、温顔よく臣下を綏撫し、萬一不正の事あれば假借する所なく所信を斷行せしを以て、恩威並び行はれて衆畏服せり。

(二) 藩政刷新

直虎文久元年十月二十六歳の時、家兄直武の後を襲ひて封を襲ぎ、長門守に任せらる。時に野口・河野等の跋扈益々甚しく、領内疲弊の極に達せり、茲に於て侯家督するや、大英斷を以て、權臣たる國家老野口源兵衛・江戸家老同互理・中老河野連・郡奉行兼會計廣澤善兵衛に切腹を命じ(切腹當時僧侶の哀願により助命せらる)、黨與の吏四十餘名を追放し、以て藩政の改革を行へり。

(三) 仁惠

直虎は權臣を處斷すると同時に、人民の貧苦を救ふために一大仁政を施しぬ。

一、藩よりの貸金を惠與す 領民の怨府となりたる道海淵の金貸會所を毀ち、且つ該所より高利を以て領民に貸下げたる、所謂御拜借金を全部惠與せり。

一、一ヶ年間の納税を免除す 直虎襲封して入國するや、一般の領民は一大刷新の後とて、納税の層一層重きを加ふるならんと豫期せり。然るに十二月中旬に至り、將に畑租金納の數日前、一ヶ年間の上納免除は布達され、畑租は勿論納むるを要せず、田租として既に納入せる租を返付すべきを以てせらる。かくて領内百姓は日を期して名主と共に藩ね藏に來り、各納入せる租を與へられ、荒寥たりし農村は、和氣胎蕩たる小天地と化せり。

(四) 開化黨の先鋒

文久二年直虎内藏頭に轉じ、大番頭に任せらる。開化黨の士と交り、馬具等風に洋風に改め、寫眞器を求め自ら撮影せり、常に淺黄木綿の羽織に小倉の袴を着け、其羽織の裏にはポケット様のものをつけ、其中に常にパン二個を入れて急に備へたり。信州の藩中最も先んじて甲冑弓鎗を盡く賣却し、全藩洋式に改む、始め英式を採用し、後に佛式に改む、洋學及洋式の兵式を好む事恰も常人の色に於けるが如し、嘗て侍臣、侯の精勵なる或は身体を損はれんを恐れ、勸むるに妾を以てす、侯歡諾三百餘金を準備せしむ、日を経て其披露の宴を張る、妾出でず、皆怪しむ、侯莞爾として余が妾なりと引見せらる、處は新式の鐵砲なり、其鐵砲は十六連發にて、堅に筒の二つ並べるものにて、其價百五十兩、彈丸百發にて七兩二歩と云

ふ高價のもの、當時日本に渡りしは二挺に過ぎず、一挺は將軍慶喜の求めし所なりと云ふ、其他スペインの馬上銃七連發參拾五兩、彈丸百發五兩、兵士用として元込銃二百挺甘雨及洋服を購入せられぬ、世人唐人堀と呼ぶに至る。

(五) 幕末の中堅

直虎の父直格は有数の國學者にしてよく國體に通じ、弟直明は敬神の念深く神社に關する著書數種あり、當時の須坂藩邸は尊皇敬神の思想を以て滿たされたりと謂ふべし。直虎又古典に通じ、日本書紀の章句を揮毫せるものありて存す、其元治元年七月野州大平山へ武田耕雲齋追討を命せらるゝや、尊皇の軍に矢を引くを快しとせず、遂に固辭して受けざりき。

慶應三年十二月直虎若年寄兼外國總奉行として勝安房の上席たり、當時三百諸侯・八萬騎士、皆君家の爲は扱れき天下の事を想ふことなくして只管一己身家を顧るに急にして、或は老中たり若年寄たる輩は皆其職を辭し、藩地に就けるもの多かりき、此時に於て自ら發奮蹶起能く斯る職事を奉じ、此錯盤を料理せんとせしは、天晴人傑と謂ふべきなり。

(六) 皇室尊重

慶應四年正月三日將軍德川慶喜伏見役より歸來の後、議論紛糾漸く決せず、時に直虎よく大義名分を説き正月十七日江戸西城に於て、端然常座自盡して其赤誠を現せり。須坂勤王錄に曰く、

御若年寄信州須坂堀内藏頭殿於殿中御切腹被成御諫死候處實ニ無比類御誠忠ノ思召、御首尾能全以臣道ヲ被成御竭候處也、於當席ニ列侯総テ我慢ノ夢ヲ見テ本性ヲ失ヒ、爲武門耻敷事ナラズ哉、爰ニ田安殿ノ御家來安藤三左衛門ト申士與勤ノ由、其眞語ヲ聞書ニセシ實説也。

慶應四戊辰年正月十七日江戸大城惣出仕大評定有之處、漸ク八ツ時ニ至リ、德川慶喜公被仰出候ニハ、薩長土等勢ヒ雖有之不可恐之、朝敵ノ蒙疑名、其上錦旗何ニモ相ナル物ニ非ス、殊ニ駈ト出所モ不知旗杯不足恐〇〇ニナリ共爲ント仰ケレバ、板倉伊賀守殿は近頃東下リ以來ノ珍説也ト手ヲ拍テ笑ハレケレハ、堀殿遙末座ニ有之候處、數多ノ中ヲ押分進出被申ケルハ、今朝ヨリ段々ノ議論承リ無詮事、皆以テ邪心ノ至リ、奸佞ノ上意ハ則朝命ノ奉背亦心、列侯御左右共閉答舉テ妨勝ノ失言、以ノ外絶言語候ト被憤候處、板倉殿是ヲ聞テ、上意ニ逆フハ天ヲ不恐ノ大逆不道也ト被申ケレ共、是等ノ人ニハ答モ無之、德川公ノ御側ニ近寄玉ヒ、臆スル色ナク被申上ケルハ、今朝ヨリ列國ノ論議達上聞候處何ト被思食候哉、乍恐今般御當家ノ衰弱爰ニ極リ、臣道ヲ失者不少有之故、禍難近ニ至リ候所、近年世界萬國ニ涉ル所ノ廉耻、何ヲ以テ二度天朝ニ先非ヲ可奉歎願哉、舉テ遙ニ德川ハ大洋ニ流且度不返、皇國再度復神武創業之始、德川家行事ヲ謬リ、惡事數箇條ノ處舉テ難算、仍之微臣不肖ノ乍身モ奉獻一策度旨被言上候所、德川公氣味惡ク被思食、則チ御返答ニハ其策ト云ハ如何ナル事哉ト被仰ケル故、堀殿謹テ德川家御永續ハ君ノ思召ニ可有之所也、尙此上御尋モ於有之ハ、僕以存心身命ヲ抛チ、恐多モ天朝ニ奉歎願候

ノ間御免可被下、尤私同志ノ者三四輩御座候得ハ、御首級ヲ可賜候、猶外ニモ四五輩ノ首級ヲ申請、奉備天覽候後、御宥恕ノ道モ絶果候處ヲ、御家名再興ノ奉歎願度付、君ノ御命ヲ御家ニ被爲替候御時節ト被思食候得、ト勢ヒ日頃ニ百倍シ、勇猛居丈高ニ被申上ケレハ、並居ル列候皆色ヲ失ヒ、一言モ詞ヲ出ス者一人モ無之付、徳川公隙ヲ窺ヒ逃出シ賜フヲ、飛懸リ以懐劔刺シ奉ント爲ス處ヲ、兩三人立掛リ差留之、徳川公周章振放シテ連レ玉ヘハ、大勢列候立塞リ堀殿ヲ止ル故殘念ナカラ奉討洩、然ル中ニ徳川公何方エカ御逃有之故、堀殿心靜ニ押肌脱テ兼テ覺悟ノ上ニ有之哉、下ニハ白麻無紋ノ上下ヲ着込、白鞘ノ短刀ヲ持直シ、自分ト脇腹ニ突立引廻シ、殿中ヲ穢シ奉恐入候ト答ノ上、血ニ染テ被致平伏候處ニ田安殿頭ノ邊ニ立寄玉ヒテ、高聲ニ天晴良臣忠義ノ武士哉、誠ニ勇猛万人ニ越候、日月ヲモ貫ク程ノ心跡ヲハ感賞シ玉フ處ニ、堀殿起直リ本心少モ不亂、難有仕合奉存候ト御請被申候、眞ナル哉是全ク堀殿誠忠ノ諫死ニ仍テ、徳川家永續ニ可相成哉ト、田安殿深ク憐志ニ被思召、不足ニハ可有之候得共某介錯可致ト被仰ケレバ、堀殿其時被申候ハ、尊公様ノ御介錯ニ預リ候ハ本懐ノ至リ、身ニ餘リ難有仕合ト御請被申、居直リ安心ノ姿ニテ首ヲ被伸、終リ玉ヒシハ大丈夫ノ處ナリ、總テ田安殿御差圖ニテ、毛氈ニ包ミ駕ニテ退出有之、翌十八日早速天朝ニ御歎願ノ御手始ニ相成候由、夫ヨリ諸侯迭ニ懷疑惑、堀殿ニ同意ハ誰ナラント申事ニテ、四五日中ハ登城無之、御老中若年寄モ次第ニ病氣ト云事ニテ、板倉殿モ隱居願ヲ出シ、登城スルモノ一人モ無之、依之和宮様ニ御歎願ニテ、朝廷ニ御訴訟相成候由、是皆堀殿ノ

忠誠ニ仍テ也、ト感涙ヲ流サヌ者ナカリケリ。

朝廷その忠烈その美譽を表彰して之を賞感せり、即ち明治元年五月内藏頭の弟恭之進に賜はりし太政官の令書に、

兄内藏頭儀於舊幕府要路之職相勤め居り候に付、御謹責可被仰付之處、先般諫死之趣全く大義名分順逆を明かにし士道之本分を貫徹致候條、歎感不斜、依之今般其方へ家督相續無相違被仰付候、尙内藏頭諫死之義、事實明白之上は追て御沙汰の品も可有之、此旨相心得於其方も亡兄の遺志を体認し、勤王精勵可致様被仰付候事。

嗚呼幕末の直虎侯、明治末の乃木將軍、これ近世史を飾る双壁に非ざるか否か。

一六 高井 鴻山

高井鴻山字は士順名は健通稱三九郎鴻山は其號蓋し郷里の雁田山に因みて號したるもの、時倚軒・漸于亭環翠亭・重修堂皆其別號、本郡小布施村の人なり、父は熊太郎文化三年を以て生る。

高井家は本姓市村氏、其先は三河より出で、元和年間市村作左衛門來り住す、鴻山は其十一代の孫なり、鴻山の祖父作左衛門に至りて大に資産を興し富巨萬を累ぬ、世々九條公・高田の榊原侯・松代の眞田侯・飯山の本多侯の御用達たり、飯山藩より卅五人扶持を受け家老職扱を享く、祖父作左衛門人となり天寶俊敏材幹あり、而も義侠にして慈善公共の爲に資を散する事甚だ妙しとなさりき、天明中淺間山噴火し、同

時に飢饉の災あり、小縣郡和田長久保人民餓死するもの數を知らず、時の代官作左衛門を召し、命ずるに同地方人民の爲めに金數千兩を貸與せんことを以てす、應せず強ふる事、再三に至るも應せず、即ち貸與せんか返濟の要あらん、然らば亦窮地に陥らしむるに至る、そは快しとせざる所と、然して全額を献納す官其舉を嘉みし高井の苗字を賜ひ帶刀を許し宗門獨立となす、固辭して受けず、鴻山に至りて更めて其資格を受くるに至りしと云ふ、作左衛門の義侠心公共心に富めること此の如くなりしかば、特に甲府宰相より頼國俊の刀一口を賜り、官刻孝義傳に奇特者として掲げられたり。

鴻山少時多病然れども才氣秀發眼光人を射る、作左衛門之を異とし京都に遊學せしむ、鴻山年十五京師に入り春日潜庵及摩嶋松南に就き學を修む、陽明學者となりしは之に基く、居る事數年郷に歸り分家市村倉之亟の女數子を娶る時に年廿一、幾何ならず亦京都に遊學し、梁川星巖に詩を學び貫名海屋に書を學び岸駒・岸借に就て畫を學ぶ、鴻山の京都に遊學するもの前後二十餘年に及べりと云ふ、而して又郷に歸る、天保二年秋梁川星巖の京都を辭し再び江戸に入るや、星巖鴻山の凡器に非るを知り因て佐藤一齋に紹介す一齋學說の投合せるを以て大に歡び、中庸の二字を書して之に與へ且佐藤梅坡に紹介す、鴻山之より一齋・梅坡及林鶴梁等の門に出入して經學を修め、傍ら國學を研究し、其餘力和歌・俳諧・狂句を詠するに至る、七年諸國飢饉に際し鴻山國に歸り其倉庫を開きて大に窮民を救恤し官の賞與を受く。嘉永六年米糶浦賀に來り幕府に逼りて通商互市を請ふや、天下騷然開鎖の論大に起る、時に鴻山亦江戸に入り攘夷論を主張す

文久三年將軍家茂上洛攘夷の勅あり、長藩主として外艦を撃ち薩藩英艦を薩海に撃つ、鴻山國家の前途に憂ふる所あり、田口江村と謀り旗下を糾合して江戸灣を防禦するの策を講ず、此時に當り松平春嶽幕府の旨を衍み使を四方に馳せ學者の意見を徵せしむ、鴻山亦屢々意見を上りて時事を論ず、春嶽書を鴻山に寄せて其出仕を勧めしも應ぜざりき。是より先き鴻山佐久間象山と親み善し、然れども鴻山は佐幕派たりしを以て象山と國論相容れず、激論數次容易に下らざりしも討幕の止むべからざるを曉り、心機一轉象山と共に國事に盡さん事を誓ふ、象山勅命を帶て京師に到らんとするや、日を期し同行の約をなし、家人に後事を託し決死松代に至る、然るに象山約を違ひ前夜を以て出發せり、蓋し眞田侯鴻山を鍾愛し、象山の此行に加へしめば、其厄に逢はんとて違約せしめたるなりと。嘗て幕府の財政窮乏を告げ捐金を信州各郡の富豪に命ず、鴻山献するに全資産を以てせんとす、時の勘定奉行小栗上野介之を奇とし會見を求む、鴻山即ち江戸に至り小栗に面し時務に就て建議する所あり、壹萬兩献納の事を約するに至れり、鴻山其功に因て百石無税の地即ち除地を賜はる、維新の時に及び朝廷に奉還せり。明治元年正月廿四日夜幕府の浪士古屋作左衛門、兵五百を率ゐて會津より越後をへて飯山に入り、眞宗寺に陣し廿五日拂曉戰端を開く、朝廷尾州侯に命じ信州九藩の兵を督し之を追討せしむ、時に松代藩の先鋒河原左京兵二千を率ゐ、高井家を本陣とし尾州の兵亦來り陣す、尾州參謀松本省庵、松代參謀山寺信炳等鴻山と議して兵を進む、鴻山一族の者を指揮して力を松代藩の糧食運輸に竭さしめ、己は山寺と共に戰略を議し地圖を製し官軍の爲めに闘る、既

にして戦の開始せられんとするや、鴻山一書を裁し飯山藩に歸順を勸む、飯山藩驕然として悟る所あり、松代藩に他意なきを懇ふ、松代藩之を容れ北行して越後に入り、浪士を鷗町雪峠長岡に撃ち終に會津に薄る、此後松代の奏功速なるを得たるもの鴻山の力に因るもの多し。明治三年鴻山東京に出で、大木喬任に由て屢々政府に建議し時務を論ず。此歳冬郷に歸りしが、中野人民暴動の虞あるを以て書を馳せて高石大參事に告げ之を警戒せしむ、十二月十九日の夜に至り果して人民蜂起縣廳を襲ふ其數六万と稱す、鴻山鎮撫に功あり。中野騒動平定の後亦東京に上り、勝海舟・大久保一翁の推薦に由り東京府出仕となりしが在職二年にして退き、明治八年田口江村の勧めにより芝西大久保巴町に高矣義塾を開き漢學・英學・數學を併せ教授す。十年西南の亂起るや小布施に歸る、十二年長野に出で高矣義塾を開き子弟を教授す、已にして中風症に罹り十四年塾を閉ぢ病を郷里に養ひしが、明治十六年二月六日終に卒す、年七十八、諡して耕文院泰賢鴻山居士と云ふ。鴻山天資豪爽風骨清秀狀貌魁偉身長六尺人一見して其常人に非るを知る、品性純潔爵祿を以て羈すべからず、義俠博愛施す事を好み、生前國家の爲め公共の爲め慈善の爲め其資を投する幾萬金なるを知らず。

嘗て中村不折鴻山の書畫を評して曰く、かくの如く妙域に達せりとは驚くに堪えたり、其畫は北齋を學んで而もその匠意を脱し、最も優れたる山水も、古人の範圍を奔らずして自由に活ける處面白し、遠近構圖よろしきを得たり、書は菘翁を學び、而もその肉を學ばず骨を學べる點見るべきなり、書畫共に些の匠氣

俗氣を交へず、尋常畫工輩のよく及ぶ能はざる所なりと。

鴻山の逸話中重なるもの左の如し。

戊辰の當時一日江戸を發足し途碓氷嶺にかゝれるとき、東方を眺めて感慨れく能はず、

かくはかり亂れし糸ををさに貫きて君がみけしに誰か識らまし

と、これを以ても皇國皇室を思ふの情切なりしを知るべし。

或年柏木清太夫檢地として来るや、豫め畑の仕付物全部をとり除かしむ、名主高津名右衛門郷人をして之を實行せしむ、鴻山之を聞くや驚きて止めしめ、一方上申する所あり、柏木清太夫小縣より赤沼をへて小布施に入るや直ちに免職せらる。かくして鴻山は郷人の難を救へ得たり、其卓見愕くべし、里人謠ふて曰く、柏木も小布施の尻にあふてちり〜。

或年松代侯の宿をなす、賄方前夜に來り鶉の焼物を要すと云ふや、鴻山色をなして曰く、招待せるならば山海の珍味を要す、されど先方よりの依頼何ぞこれを要せん、と其旨を傳ふ、松代藩士長谷川某倉皇來り陳謝す、鴻山權貴と雖も意を枉げざることかくの如し。

鴻山嘗て大坂市某より大摺平八郎の愛刀を得て秘藏せり、高井鴻山と大摺平八郎又面白き對照ならずや。

鴻山の傑作龍の圖千圓を以て外人に購はれ、獨逸公使館の應接室を飾れりと、鴻山をして此世にあらしめば其感や如何。

一七 須坂藩制

(一) 管轄地

須坂・綿内・灰野・野邊・八重森・高梨・塩川・小島・小山・日瀧・五閑・坂田・の十三箇村、高一万五千三百石餘。

(二) 租税

文祿四年六月豊公檢地の事あり、後寛永六年徳川家光巡見檢見の擧あり、越えて元祿十四年より十六年春迄に諸國村名高に改む、須坂藩は正徳五年更に檢地村々石高を定む。斯くて五公五民を準とし、定免・分免・見取場・冥加米等の制を定め、豊凶により増減收を期せり。定免とは荒地起上りに年限を附し免租するを云ひ、分免とは毎年十二月十八日に相場を切り(定むるなり)金納の率を作るに當り相當の減免をなすを云ひ見取場・冥加米等は新墾田に課するものたり。分免を定むるに當りては郡奉行以下役人部落を巡視し比較量定す之を檢實と云ふ、金納の租米價格は特價を標準とし隣藩のものを斟酌し、金十兩粗何俵と定むるなり一俵は五斗八升にて内八升は口糶たり、明治初年改正の際五斗五升とせり。

右は正税にして他に雑税と謂ふべきものあり、雑税に二種あり一を小物成小役一を冥加運上と云ふ、總稱して諸役と云へり。小物成小役は正租の石高に附加する税にして、冥加運上は山林原野の地租、官林の落葉下草拂下官地使用料等と、營業税とを含める雜種税たり。

(三) 祿制

當時諸藩の制、藩士卒皆世祿を受く、之を家祿と云ふ。家祿を分ちて知行・廩祿の二種とす、須坂は小藩たりしを以て知行の制無かりき。

廩祿に石高・金祿・俵數・扶持方の數種あり、扶持方には糶を給するのみなりき。而して職底ければ減額給與の制にて、百石の家にて實は五十石なるが如し、扶持方とは十俵二人扶持と云ふか如し、一人扶持は六俵なれば通して二十二俵受くるなり。

廩祿の外、別に祇役祿及職祿の制あり、祇役祿とは江戸の祇役者に詰高とて金額を給し又相當額を加増するを云ふ。在國にても家祿不相應の重役にあるものには、相當の祿を加給すことを職祿と云ふ。

附士卒

士卒の總計二百五十三名、内士百二十六名にして、其内譯有祿戸主數九十四名(内重立十名)、無祿戸主數四名、戸内の父兄子弟職俸ありし者二十八名にして、卒は百二十七名、内譯有祿戸主數六十三名、戸内の父兄子弟出仕の者六名、終身祿にして世祿にあらざるもの七名、尙勇隊と稱したる銃卒五十一名たり。右の外に準卒以上の者八十餘名あり、こは封内郷村中に散在し元來民籍にある者なれど、禮服帶刀を許し卒以上の待遇を與へたる者たり。

士卒の別を見るに、二百石以下二十五俵迄を士とし、二十俵以下を卒とせり。内士を分ちて三等とし、高

五十俵以上を上士とし、五十俵以下三十五俵迄を中士、三十五俵より二十五俵迄を下士とせり。其二十俵取の卒は所謂足輕にて譜第たり、十二俵の者は尙勇隊と唱へ一代限りとせり、此外に三俵の者あり、こは非常組と唱へ非常の際に備へしなり。

(四) 兵 制

物頭以上文武を兼ね、士卒必ずしも其戸主のみに限らず其子弟叔姪に至る迄強壯兵役に堪ふる者は皆隊伍に編するなり。堀直虎の銃隊編成前のものは馬上十騎・旗十本・弓二十張・槍十五本・鐵砲二十挺たりき。

(五) 職 制

家老・中老・側用人・用人及留守居・奏者取次・物頭あり内治外交の事は評定所にて決せらる。

一藩の士及同心足輕を數番に別ち、番頭は藩中門閥家交互之に任ず、之れ戦時の準備にして、平時は藩主警衛の任に當る。

藩主在國の時は江戸邸に留守居を置く、故に留守居亦要職にして、藩中門閥家これに任せらる。

寺社奉行は寺社宗教の事を掌り、町奉行・郡奉行は須坂の市街及村落の自治を掌り、忠孝を奨励し農工商の業を督勵し、併せて訟獄を聽斷し、租税を收納せり、普請奉行は城郭の修繕營築を始め、すべての普請を掌り、元方・拂方・金奉行・勘定奉行は藩の收支計算、收藏支給の事を掌り、武器奉行は武具の事を掌り、目付は大にしては藩政の利害得失より、小にしては收支會計の検査及一般人民の警保の事を掌りたり。

藩主の家政内務には側役・側醫・側儒者・側畫師・刀番・近習・小姓・祐筆・茶道買物方・料理人等あり。

藩籍奉還の後は藩主を知事とし、其下に大參事・權大參事・小參事・權小參事・大屬・小屬・史生・醫・捕亡を置きて藩政を料理したり。

一八 須坂藩臣錄

幕末に於ける、須坂藩士卒を記せば左の如し。

(一) 士 族

百七拾石	江戸	清須勇馬勝祥	百七拾石	須坂	駒澤義雄貞永
百五拾石	江戸	柘植角二宗意	百參拾石	須坂	丸山環名政
百石	須坂	山村祐左衛門秀方	八拾石	須坂	永井眞喜太定道
八拾石	江戸	駒澤仙左衛門貞春	百五拾石	江戸	高津鏗三郎元善
六拾石	須坂	駒澤由太郎貞益	五拾石	江戸	水上九十九元利
五拾石	江戸	村山銚太郎秀利	百俵	江戸	丸山極人成政
八拾俵	須坂	加藤成雲敏	八拾俵	江戸	浦野漁郎幸多
六拾俵	須坂	中澤柳生茂貫	八拾俵	江戸	南保善右衛門重英

六拾俵	須坂	劍持由右衛門正孝	七拾俵	須坂	小林要右衛門李定
五拾俵	須坂	北村迂方生義	八拾俵	須坂	川内昇明照
六拾俵	江戸	南保部光尙	六拾俵	江戸	大野養藏氏宣
五拾俵	須坂	東方平兵衛真徹	五拾俵	江戸	真木万之助永保
五拾俵	江戸	高橋勘兵衛嗣道	五拾俵	江戸	岡山保藏寄忠
參拾五俵	江戸	中島勝藏安定	參拾五俵	江戸	丸山淳義和
五拾俵	江戸	福田昇義路	五拾俵	須坂	加藤幹太道厚
五拾俵	須坂	宮崎始郎信友	四拾俵	須坂	丸山良平洪政
四拾俵	須坂	寺門周輔敏綱	四拾俵	江戸	平賀松藏友隣
四拾俵	江戸	黒川砂孝行	參拾五俵	須坂	浦野貢幸安
參拾五俵	須坂	收量政照	參拾俵	須坂	中島勵太郎才勵
四拾俵	須坂	小松玄叔知動	四拾俵	江戸	中島松壽雄精
四拾五俵	須坂	千野玄道忠友	四拾俵	江戸	矢嶋忠琢忠彬
四拾俵	須坂	齋藤進暢英	參拾五俵	江戸	富田清泰敬
四拾俵	江戸	千野運八忠利	參拾五俵	江戸	中野豐政勝

五拾俵	須坂	岩瀬傳右衛門秀次	參拾五俵	江戸	松澤宗兵衛宗方
貳拾五俵	江戸	金子惣吉和幸	參拾俵	須坂	石黒一木公允
參拾俵	須坂	瀧澤彌市春里	參拾俵	鹽川	田子平六道一
參拾五俵	須坂	吉池平造慎信	參拾五俵	須坂	齋藤陣太夫正柳
參拾俵	江戸	野平野平道正	貳拾五俵	須坂	富田省太郎米正
貳拾五俵	須坂	石川鐵太郎清照	貳拾五俵	須坂	浦野金吾幸高
貳拾五俵	須坂	坂田近右衛門康言	貳拾五俵	須坂	駒澤千里貞義
五拾俵	須坂	土屋金生附明	參拾五俵	江戸	芳賀吉藏宗翰
貳拾五俵	江戸	龜田兔生貴德	參拾俵	須坂	鈴木鹿見度愿
參拾俵	須坂	眞木肇依信	參拾俵	須坂	上野桃三義信
參拾俵	鹽川	小川清次久親	參拾俵	須坂	若村時習基敬
貳拾五俵	須坂	田中五一郎信翰	參拾俵	須坂	黒川新勝宣
參拾俵	須坂	綿内彦五郎滿善	參拾俵	須坂	平野萬兵衛道郎
參拾五俵	江戸	中山兼次郎信秀	貳拾五俵	須坂	土屋爲太郎永保
參拾俵	小山	兼田耕次郎信治	貳拾五俵	須坂	金田千賀治泰好

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 拾貳俵 同 同
 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 野邊 上 上
 綿内 綿内 綿内 日瀧 坂田 日瀧 坂田 綿内 小島 小島 小島 野邊 綿内 綿内
 堀内助十郎 牧金五郎 羽生田喜佐次 竹前三吉 中野福之助 越貴八 宮崎柳左衛門 本藤鹿次 牧島三右衛門 山吉彌太郎 山吉彌太郎 小林宗十郎 竹前宇之助 田村藤十郎 池田染次

(四) 尙勇隊 (卒族の内)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 野邊 同 同
 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 野邊 上 上
 綿内 綿内 綿内 綿内 綿内 小山 小山 小山 小山 小島 綿内 野邊 塩川 石川
 關口治郎作 近藤米治 小山國五郎 中村初次 近藤孫助 山岸多作 木村駒之助 山岸庄八 山崎大三郎 植木孝右衛門 町田岩松 小林軍兵衛

同
 上
 綿内 野邊 須坂 綿内 須坂 日瀧 坂田 須坂 塩川 高梨 小山 綿内 須坂
 小泉鐵藏 山岸仲次郎 坂田清之丞 川内彌平 岩野熊藏 九山一角 中村雄吉 吉越新吉 佐藤猪松 田中紋藏 中島東右衛門 山口貫治 小林樂右衛門 山内鐵之助 須坂北村雄

(三) 非常組 (卒族の内)

同
 上
 日瀧 綿内 安藤由藏 丸山元次郎 江戶北爪一之進 灰野山岸倍藏 綿内小島龜吉 日瀧松濃玉三郎 須坂田中榮之助 須坂勝山深平 須坂西山澤樵 須坂神林金作 須坂荒井文七 日瀧越新吉

同	上	小山	中嶋	國平	同	上	綿内	小坂十七藏
同	上	綿内	小林徳五郎	同	上	綿内	小坂新太郎	
同	上	綿内	小澤文太郎	同	上	綿内	深澤新吉	
同	上	綿内	岩月善兵衛	同	上	綿内	森多藏	
同	上	綿内	小坂嘉市	同	上	大日向	宮本甚左衛門	
同	上	小山	荒井圓吉	同	上	灰野	黒岩半藏	
同	上	綿内	池田龜吉	同	上	綿内	羽生田三之助	
同	上	綿内	牧孝次郎	同	上	綿内	小林十郎治	
同	上	綿内	小坂榮治	同	上	綿内	安藤惣七	
同	上	小山	永田禮助	同	上	野邊	中澤元之助	
同	上	綿内	小林徳五郎	同	上	綿内	山崎八百治	
同	上	小嶋	武田菊右衛門	同	上	坂田	竹前源三郎	
同	上	綿内	山岸九郎右衛門	同	上	綿内	小坂辰之助	
同	上	綿内	西澤新平	同	上	綿内		

一九偉人の足蹟

(一) 佐久間象山

象山は須坂町田中家及小布施高井鴻山を訪へる事屢々なりき、象山の眼に映したる本郡は鑛山に富めり、されば試掘の處數ヶ所あり。

一、仁禮鑛山 仁禮地籍上州街道の上り口なる北麓は嘗て松代領なりければ、象山によりて發見せられ、金銀及銅の鑛山として試掘せらるゝ、事前後三回なりき。

一、妙徳山 妙徳山は高甫村に屬す、此地亦松代領たりければ、同じく象山に發見せられ、水晶採掘の目的を以て試掘せられたる事あり、此際周圍九寸長サ一尺に餘る大なる結晶体のものさへ掘り出せり、されど遂に良質のものは得られずして中止せり。

(二) 俳諧寺 一茶

本郡は俳諧寺一茶が晩年に於ける三ヶ年餘の寓居地にして、且終焉の地たりし縁故深き歴史を有す。

一茶或年忽然として高井村字紫組の素封家久保田重右衛門を訪れ、爾來此處に居る事約三年、一家舉りて其門に入り皆俳諧を能くせり。重右衛門俳號を春畊と呼び、妻かめは成布と稱し、子民藏は五都、妻のとは柳志、孫は貞吉と稱せり、東松露香の一茶全集その年表中に之を補へり。此他に當時の門人にして名ある

は、牧人梨本七郎左衛門、稻長梨本彌五右衛門にして、共に同村字堀之内の人なり。

某日突然出で、堀之内組彌五右衛門方に至る、暫くして病起り漸く重し、家人懇篤至らざるなし、されど側に人あるを厭ひ、常に附木に用件を記す事とせりと、玆に在る事三十餘日、終に白玉樓中の人となりぬ、時に文政十年十一月十九日たり。

本郡滞在中の逸話としての重なるものは、

或時田中新十郎方に聘せらる、其至るや垢つける袴綿のはみ出せる袂の餘り見苦しかりければ、贈るに黒羽二重の羽織及綿入を以てせり、然るに翌日飄然として去り、春木町尻の地藏尊の頭に田中家よりの進物、羽織と綿入を載せ紐にて占め、此品見當り次第田中新十郎方に届くべしと貼紙して去れりと。

彌五右衛門方の事なり、一日据風呂より上りて襟先に涼みせる一茶を見れば顔も身體も紅に染れり、主人愕きて其故を問ふ、一茶平然として、ア、風呂敷で拭いたから、と即ち湯手絞る煩はしさになるべし、折柄貰ひうけし許りの伊勢土産の更紗風呂敷(紅の擦り込み模様)は、滅茶々に柄もわからぬ迄になり、傍には其包紙と水引と散乱せり。

(三) 葛飾 北齋

高井鴻山或年江戸へ上らんとせる前夜、其名すら知らざりし江戸下谷なる紺屋職人北齋を訪ひ快談せりと夢ひ、江戸に上りて見物中、一日日本橋馬喰町辻店にて繪草紙の眼に止りければ、之を求め筆者を問へば、

北齋の戲筆なりと答ふ、玆に其奇なるに驚き且畫風を慕ひ下谷に其が寓を愕かしぬ、然るに北齋突然鴻山たるべきを豫言し快く座に引く、北齋も亦此前夜鴻山と談れる夢を見たるなりき、兩人彌々其奇なるに驚き快談數刻舊知の如かりしと云ふ。

天保五年十一月中旬小布施なる高井鴻山方を訪れたる吉原三浦屋と染めぬける印半纏着の男あり、玄關番怪しみて奥に通せず終に喧騒を極む、鴻山其聲に立ち出で見れば其男は北齋なりしかば大に歡び優遇至らざるなし、斯く奇遇を以て終始し且意氣投合せる事とて北齋鴻山方に止る事三年餘、鴻山又朝夕就きて學べり。其滞在中共に謀りて飾屋臺を造れり、小布施上町のもの之れなり、彩色裝飾等凡て北齋司り、龜原和田四郎をして刻せしむる處、天井には女波男波を畫き、飾人形は水滸傳中の宗江の軍師、公孫勝が魔術を以て飛龍を呼ぶ所にして、其畫は都合七回目にて漸く出來せる苦心の作なりと云ふ。

當時畫けるもの、中に、妙齡の婦人が白骨と化したるものは特に神に逼り、其腐敗の狀態及變化したる色彩、骨格の確實なる等、當時の生理學者も解剖學者も遠く及ばざる所なりと。戸隠中社なる天井の八方睨の龍も此際揮毫せるものなり。又丈七寸巾六寸大の紙へ生首四十八相を畫けり、北齋常に薄暮兒童を集へ嬉戲するを好み、俗人と會ふを嫌へり、そが中に此頃下町に江戸生れの理髮師あり、其無邪氣なるを愛し共に語るを樂めり、或時此男唐紙半折を横にし福祿壽を畫かん事を望めり、其意蓋し長頭の福祿壽を横巾長さ

紙面に畫くべく北齋を困却せしめんとせるなり、然るに北齋立ち處に快諾し筆を揮へり、そを見れば福祿壽の畫寢姿にて、頭に枕二つせる奇なるものたりしと云ふ。

二〇 錦繪及講談に現れたる本郡

(一) 錦 繪

○堀直虎 諫死當時世に現れたるもの二種あり、一は万字の紋の上下を着けたる大名の、短刀を以て獨木橋を刺さんとして谷に墜落する圖にて、此万字の大名は堀直虎、獨木橋は一つ橋にて即ち一橋慶喜を諷せるなり、直虎の將軍徳川慶喜を刺さんとして終に逸し、柳營に自盡せるを畫ける畫にて須坂勤王録の記事と一致せり。一は肩衣せる大名の扇を膝につきて思案せる繪に、三遊亭圓朝の贊せるもの、筆者は何れも國周なりとす。

○高井鴻山 三枚つゞきにて曉齊の筆なり、右方は妖怪蕎麥粉を捏ね居り、夫れより多くの妖怪現れ飛行する様を畫き左方には高いもの盡しを畫けり、即ち淺間山・浦賀の燈明臺及下駄の高き按摩・鼻高き天狗等の中に信州高井三九郎てふ大男の交れるものなり。

(二) 講 談

○葵騒動万字の勢 明治十六年の頃東京神田白梅亭にて一流の講談師田邊南龍によりて語られたるもの、

須坂一万石藩主堀直虎の諫死を材とせるなり、先づ直虎の英明なるより説き起し、柳之間詰乃ち外様大名にて、しかも此小藩主にして、幕府の顯職につきたるは誠に異例とすべく、其恭順を論じて諫死せるは、實に武士の龜鑑とすべしと云ふにあり。

○信藩小堀騒動 須坂藩騒動を述べたるもの、伊東燕雀によりて演せられ其速記は明治二十六年六月東京大川屋書店より發行せられたり。

第二 明治維新

二一 堀 直 明

(一) 勤 王

堀直明は内藏頭直格の六男なり、明治元年二月兄直虎の養嗣子となりて襲封せり、勤王の志厚く好みて古典を繕けり。明治元年三月東山道先鋒附屬として二少隊出兵を命せらるゝや進んで之を奉じ、惣長永井眞喜太・中隊長劔持由右衛門・小林要右衛門をして出兵せしむ、永井等總野の地武井・小山・諸川・結城等に轉戦し屢々功あり七月凱旋す。同年五月又北陸道へ二少隊出兵の命あり、清須勇馬隊長たり、北越の地與板・長岡・水原等に轉戦し進んで會津に入り其功を奏し東北共に平定するに及んで十一月凱旋せり、かくて同二

年六月直明に左の賞状を賜れり。

戊辰之春山道之軍に屬し、屢々遂苦戰、又北越に出兵し毎戰奮發し、藩屏の任を被爲在叡威、爲其實五
仙石下賜候事。

(二) 敬 神

堀直明は又敬神尊皇の念厚く、後半生は全く神社研究を以て任せられたり、其著に齋宮略傳・二十二社徵考・
新曆頭書祭日略註あり、就中二十二社徵考は博引精考、二十二社に關する數著中白眉を以て稱せられ、大
正二年全國宮司會議に於て、神官必讀書として擧げらる、新曆頭書祭日略註の自序に曰く、

學校ノ設月ニ盛リニ文學ノ道日ニ進ミテ僻陬ノ村落山間ノ民屋ニ至ルマデノ童蒙等モ數多ノ文字ヲ知ラ
ザル無キニ至レド未數書ニ涉ラザルガ故ニ書ヲ開キテ讀誦スト雖事實ヲ知ル能ハザル者少シトセズ故ニ
今日貴賤尊卑ノ別ナク必一日モ關ク可カラザル曆日ノ頭書ニ載スル所ノ神祇帝王ノ御名及ヒ御祭典ノ名
稱等其讀ヲ爲スト雖何レニ鎮リ坐スイカナル神ニヤ又帝ハ何レノ年ニ崩リ給ヒシヤ更ニ了解爲シガタキ
事ドモノ多ケレバソヲ撻徑ニ看得ルヤウ識シテヨト村童ノ請ヒ黙止シガタク拙劣ヲ顧ズカクハ誌ツ却テ
請フ者ノ笑ヒヲ招カンカ

と因て以て直明神社研究の意のある所を窺ひ知るべし。

二三 須坂百姓騒動

須坂百姓騒動の誘因と見るべきもの三あり、一は明治元年來違作續きにて民力疲弊したるに、かて、加へ
て諸物價騰貴せる折から、納税の負擔少しく重れるあり、一は戊辰の政變以來朝幕の鬭争に次ぎて、松代・
飯山等の騒動に民心漸く狂暴に傾きたると、一は藩札の發行及一二の射利者により賈造二分銀(俗にチャラ
金と呼ぶ)數多輸入せられ、不安の念高まりしにあり。

初め領内名主等より納税を従前通りにせられたしと請求せるより、須坂藩は浦野權大属をして十二月中大
藏省に伺ひを出し、そが指令を待つべく命せり、然るにそを待たずして騒動を起せり、時に明治三年十二
月十七日たり、發源地は灰野なりと傳ふ。十六日夜より篝火を焚き、十七日夜に至り灰野の百姓若者等は
身に簑笠を着け手に々々齋口・鋸・斧等を携へ、沿道の人民を脅かして暴舉に加はらしめ、應せざれば家を
焼くべしと絶叫しつゝ八丁を經、山新田に出で、綿内に入り先づ酒造家一戸を焼き、次いで五閑に入り名
主の家に火を放ち、夜の十一時頃横町尻に潮の如く寄せ來る。折から藩廳は豫め騒動來の報に接し、備ひ
付けたる大砲を二三發放てるを以て一度散乱せしも、其空砲たるを看破するや、亦引返し四ツ角に出で、
中町通りを上れり、一手は直接に灰野より須坂に入れり。茲に藩知事堀直明は自身馬に跨り、願の趣聞き
届くと叫びつゝ、大手より中町を下り、四ツ角に至り、暴民の説諭懇篤を極めたり、されど荒れ狂へる者

の耳に入るべくも非ず、止むなく引返せり。斯くて横町通り下れるものと相合して大手に迫れり、時に北村方義の献策により、元込銃二十八發放てり、其始めは小豆なりしも後實彈を込むる事八發、爲に先頭二人倒れたれば、そを見たる百姓は急に怖氣立ちて逃げ出せり、よりて芝宮に引揚げ静肅に控へべく命せり、芝宮境内に引揚げたるは十八日正午頃なりき、藩よりは永井權大參事出張し、惣代を出さしめ接見して交渉し、追て沙汰すべければ一度歸宅せよと命せしに、暴民は命のまゝに立ち歸れり。

須坂にて火を放たれたるは、駒澤大參事を始め、大庄屋一戸・町役人二戸・大地主二戸・腰刀二分銀使用者と目されしもの三戸なりとす。數日をへて須坂藩より岡引目證は四方に飛べり、嫌疑者として召捕られしもの百餘人、藩のね藏に押し入れ、加藤小參事・中澤大屬・浦野・川内兩權大屬をして取調へしむ、かくて一名を斬罪に、十名を準流十ヶ年に處して局を結べり。

大尾

大正四年十月廿八日印刷
大正四年十二月二日發行

著者兼發行者 **勝山忠三**
長野縣上高井郡須坂町大字須坂四百九十一番地

印刷人 **清水與助**
長野縣長野市大門町七十三番地

印刷所 **柏與活版所**
長野縣長野市大門町七十三番地

發行所 **上高井歴史研究會**
長野縣上高井郡須坂町大字須坂四百九十一番地

37-13.

終